

令和 3 年度

広島県公立高等学校入学者選抜実施要項

会員委員会員委員会員委員会員
教育委員会員委員会員委員会員委員会員
県市教委員会員委員会員委員会員委員会員
島島市教育委員会員委員会員委員会員委員会員
市道教育委員会員委員会員委員会員委員会員
広呉尾教育委員会員委員会員委員会員委員会員
福山教育委員会員委員会員委員会員委員会員

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜日程（概要）

月	日	曜日	選抜日程
1 月	4	月	県外等からの出願許可願受付（12月14日～）
	5	火	
	6	水	
	7	木	
	8	金	▼（正午）
	9	土	
	10	日	
	11	月	
	12	火	
	13	水	
	14	木	
	15	金	
	16	土	
	17	日	
	18	月	
	19	火	
	20	水	選抜（I）等・併設型選抜入学願書等受付
	21	木	
	22	金	
	23	土	
	24	日	
	25	月	▼（正午）
	26	火	
	27	水	
	28	木	
	29	金	
	30	土	
	31	日	
2 月	1	月	
	2	火	
	3	水	選抜（I）等面接等、併設型選抜学力検査等
	4	木	併設型選抜追検査
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	選抜（I）等結果の通知、併設型選抜合格者発表
	9	火	
	10	水	選抜（I）等入学確認書の提出（正午）
	11	木	
	12	金	選抜（II）等定員公表
	13	土	
	14	日	
	15	月	選抜（II）等入学願書受付、併設型選抜簡易開示開始（～3月15日）
	16	火	
	17	水	
	18	木	▼（正午）

月	日	曜日	選抜日程
2 月	19	金	志願変更 入学者選抜願提出 調査書等提出
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	
	24	水	▼（正午） ▼（正午） ↓（正午）
	25	木	
	26	金	
	27	土	
	28	日	
3 月	1	月	通信制の課程入学願書等受付開始（～3月26日）
	2	火	
	3	水	
	4	木	
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	選抜（II）等学力検査等
	9	火	↓
	10	水	
	11	木	
	12	金	選抜（II）等追検査
	13	土	
	14	日	
	15	月	
	16	火	選抜（I）等・選抜（II）等合格者発表
	17	水	
	18	木	選抜（III）実施校・定員公表
	19	金	選抜（III）入学願書等受付
	20	土	
	21	日	
	22	月	▼（正午）
	23	火	選抜（III）作文・面接
	24	水	選抜（III）合格者発表、選抜（II）簡易開示開始（～4月23日）
	25	木	
	26	金	通信制の課程入学願書等受付締切（正午）
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	
	31	水	

○ 通信制の課程

面接等の実施日：高等学校長が別に定める。

合格者発表：3月末日までに行う。

○ フレキシブル課程（定時制・通信制）

選抜（III）作文・面接：3月26日（金）

選抜（III）合格者発表：3月29日（月）

(注) 1 「選抜（I）等」とは、選抜（I）、連携型中高一貫教育に関する選抜のことである。

2 「選抜（II）等」とは、選抜（II）及び帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型を除く）のことである。

3 「併設型選抜」とは、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜のことである。

4 日曜日、土曜日及び国民の祝日は、原則として受付事務等を行わない。

目 次

○ 令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針	1
○ 令和3年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針（抜粋）	5
○ 令和3年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く） 入学者選抜の基本方針	6
○ 令和3年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針	9
○ 令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針	12
○ 令和3年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針	15
○ 令和3年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針	17
○ 令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜日程	18
令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項	20
第1　全日制の課程	21
1　選抜（I）（推薦入試）	21
(1) 実施校	21
(2) 募集	21
(3) 出願	21
(4) 選抜	24
(5) その他	25
2　選抜（II）（一般入試）	26
(1) 募集	26
(2) 出願	26
(3) 選抜	32
(4) その他	35
3　選抜（III）（二次募集）	36
(1) 実施校	36
(2) 募集	36
(3) 出願	36
(4) 選抜	38
4　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く）	39
(1) 募集	39
(2) 出願	39
(3) 選抜	44
(4) その他	46
5　連携型中高一貫教育に関する選抜	47
(1) 実施校	47
(2) 募集	47
(3) 出願	47
(4) 選抜	48
(5) その他	49

第2 定時制の課程	51
1 選抜（I）（推薦入試）	51
(1) 実施校	51
(2) 募集	51
(3) 出願	51
(4) 選抜	54
(5) その他	54
2 選抜（II）（一般入試）	55
(1) 募集	55
(2) 出願	55
(3) 選抜	60
(4) その他	63
3 選抜（III）（二次募集）	64
(1) 実施校	64
(2) 募集	64
(3) 出願	64
(4) 選抜	66
第3 通信制の課程	69
1 実施校	69
2 募集	69
3 出願	69
4 選抜	70
5 その他	71
第4 フレキシブル課程（定時制・通信制）	73
1 実施校	73
2 選抜（I）（推薦入試）	73
3 選抜（II）（一般入試）	74
4 選抜（III）（二次募集）	77
第5 併設型高等学校入学者選抜	81
1 実施校	81
2 募集	81
3 出願	81
4 選抜	84
5 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	86
6 広島県公立併設型中学校から当該併設型高等学校への入学等の扱い	86
第6 秋季入学のための選抜	87
1 定時制の課程	87
2 通信制の課程	90
3 フレキシブル課程（定時制・通信制）	92

第7 その他	93
1 入学者選抜の結果に係る簡易開示	93
(1) 選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示	93
(2) 併設型高等学校入学者選抜の結果に係る簡易開示	93
2 その他	94
○ 別 表		
別表第1 県外等からの出願に係る提出書類	95
別表第2 簡易開示において本人等であることを確認する書類	96
○ 様 式		
様式第1号 入学願書	97
様式第2号 入学者選抜願	99
様式第3号 受検票	99
様式第4号 入学者選抜に関する特別措置願	100
様式第5号 推薦書	101
様式第6号 志望理由書	102
様式第7号 調査書（選抜（I），通信制の課程の選抜，連携型選抜，併設型帰国及び外国人選抜，秋季選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定時制・通信制））用）	103
様式第8号 調査書（選抜（II），選抜（III），帰国及び外国人選抜，秋季選抜（定時制の課程）用）	104
様式第9号 評定（成績評点）一覧表（選抜（I），通信制の課程の選抜，連携型選抜，併設型選抜，併設型帰国及び外国人選抜，秋季選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定時制・通信制））用）	109
様式第10号 評定（成績評点）一覧表（選抜（II），選抜（III），帰国及び外国人選抜，秋季選抜（定時制の課程）用）	110
様式第11号 評定（成績評点）集計表（選抜（I），通信制の課程の選抜，連携型選抜，併設型選抜，併設型帰国及び外国人選抜，秋季選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定時制・通信制））用）	113
様式第12号 評定（成績評点）集計表（選抜（II），選抜（III），帰国及び外国人選抜，秋季選抜（定時制の課程）用）	114
様式第13号 志願者名簿	116
様式第14号 選考結果通知書	117
様式第15号 入学許可内定通知書	118
様式第16号 入学確約書	119
様式第17号 作文及び面接による受検願	120
様式第18号 自己申告書	121
様式第19号 志願変更願	122

様式第 20 号 追検査受検願	123
様式第 21 号 追検査受検願提出者名簿	124
様式第 22 号 追検査受検承認（不承認）通知書	125
様式第 23 号 選抜（Ⅲ）（全日制の課程）出願資格に係る証明書	126
様式第 24 号 選抜（Ⅲ）志願者名簿	127
様式第 25 号 海外在住状況説明書	128
様式第 26 号 通信制の課程の選抜に係る志望理由書	129
様式第 27 号 秋季入学のための選抜に係る志望理由書	130
様式第 28 号 県外等からの出願許可願	131
様式第 28-2 号 県外等から特定校への出願許可願及び確約書	132
様式第 28-3 号 県外等からの出願許可願（日本国内における外国人学校からの出願）	133
様式第 28-4 号 県外等からの出願許可願及び確約書（広島市立沼田高等学校普通科 体育コースへの出願）	134
様式第 29 号 居住確約書	135
様式第 30 号 承諾書	136
様式第 31 号 出身中学校長意見書	137

○ 付 表

付表 1 令和 3 年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容	139
付表 2 令和 3 年度広島県公立高等学校募集学科・入学定員一覧表	150
付表 3 入学者選抜料の納入方法等一覧	155

○ 参考資料

学校教育法（抜粋）	159
学校教育法施行規則（抜粋）	159
広島県立高等学校学則（抜粋）	160
広島県立高等学校通信教育に関する規則（抜粋）	160
広島市立高等学校の通学区域に関する規則	161
呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則	163
広島県尾道南高等学校の通学区域に関する規則	164
福山市立高等学校の通学区域に関する規則	165
広島県公立高等学校配置図	166

令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 全日制の課程

1 選抜（I）

高等学校長が必要と認める場合、中学校長の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

（1）選抜の方法

ア 推薦書及び志望理由書

イ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接

エ 高等学校長は、上記ア、イ、ウに加えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

（2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

2 選抜（II）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（ウ）配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領（令和2年度中学校第3学年までに新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。）に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。
- a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
 - b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。
 - c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 一般学力検査を実施する5教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接及び上記(1)ア(ア)に掲げる5教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。

ウ 面接、実技検査及び自校作成問題による学力検査を実施した学科・コースにあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 選抜（III）

選抜（I）及び選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
 - b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
 - c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。
- (イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。
- イ 作文及び面接

(2) 合格者の決定

- ア 上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。
- イ 高等学校長は、選抜(II)の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、作文及び面接の結果（実技検査、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第2 定時制の課程

1 選抜(Ⅰ)

全日制の課程と同様とする。

2 選抜(Ⅱ)

全日制の課程と同様とする。

ただし、令和3年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

3 選抜(Ⅲ)

全日制の課程と同様とする。

第3 通信制の課程

面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第4 秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては、高等学校長は別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第5 その他

- 1 選抜（Ⅱ）における学力検査の結果及び調査書の評定は、令和3年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。
- 2 県立併設型高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

令和3年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針（抜粋）

入学者の選抜は、次により併設型中高一貫教育の特色に配慮して行うものとする。

第2 併設型高等学校

併設型高等学校の入学者選抜は、広島県立高等学校入学者選抜の選抜（I）と同一時期に、次によりその教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 広島高等学校

（1）選抜の方法

ア 自校作成問題による学力検査

（ア）検査問題は、県教育委員会と協議の上、高等学校長が作成する。

（イ）検査問題は、平成20年度文部科学省告示の中学校学習指導要領（令和2年度中学校第3学年までに新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。）に準拠した内容とする。

（ウ）実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。

（エ）実施時間は、国語及び外国語（英語）は50分、数学は60分とする。

イ 志望理由書

ウ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、数学、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）社会及び理科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。

（ウ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

（2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

（3）帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

自校作成問題による学力検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。併設型高等学校の入学者選抜と同一時期に行う。

2 三次高等学校

三次高等学校の併設型高等学校の入学者選抜は、令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針に基づき実施する。

3 広島叡智学園高等学校

広島叡智学園高等学校の併設型高等学校の入学者選抜については、実施しない。

第3 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

令和3年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）
入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 全日制の課程

1 選抜（I）

高等学校長が必要と認める場合、中学校長の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

（1）選抜の方法

ア 推薦書及び志望理由書

イ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接

エ 高等学校長は、上記ア、イ、ウに加えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

（2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

2 選抜（II）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

(ウ) 配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

(エ) 検査問題は、広島県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領（令和2年度中学校第3学年までに新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。）に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査する。

c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

a 一般学力検査を実施する5教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接及び上記(1)ア(ア)に掲げる5教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、広島市教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。

ウ 面接、実技検査及び自校作成問題による学力検査を実施した学科・コースにあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 選抜（III）

選抜（I）及び選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 調査書

（ア）学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

（イ）学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 作文及び面接

（2）合格者の決定

ア 上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、選抜（II）の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、作文及び面接の結果（実技検査、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第2 その他

- 1 選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、令和3年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。
- 2 広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

令和3年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により広島みらい創生高等学校（以下「高等学校」という。）の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 選抜（I）

高等学校長が必要と認める場合、中学校長等の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、本選抜においては、二つの課程を一括して実施する。また、高等学校長は、学校の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

（1）選抜の方法

ア 推薦書及び志望理由書

イ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接

エ 高等学校長は、上記ア、イ、ウに加えて、学校の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

（2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

なお、合格者は志望に応じて、各課程に振り分ける。

2 選抜（II）

次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（ウ）配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

（エ）検査問題は、広島県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領（令和2年度中学校第3学年までに新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。）に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

- a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
- b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査する。
- c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 一般学力検査を実施する5教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接、実技検査及び作文

高等学校長は、学校の特色に応じ、面接、上記(1)ア(ア)に掲げる5教科の他に関連する教科等の実技検査、作文を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、広島市教育委員会と協議の上、学校の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

オ その他

令和3年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、一般学力検査（自校作成問題を含む）に代えて作文及び面接を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点、調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。

ウ 面接、実技検査、作文、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 選抜（III）

選抜（I）及び選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

なお、出願については、選抜（III）を実施する他校との併願を可能とする。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 作文及び面接

(2) 合格者の決定

ア 上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、選抜(II)の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

4 秋季入学のための選抜

秋季入学のための選抜については、高等学校長は別に定める秋季入学のための定員の範囲内で、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

5 その他

選抜(II)における学力検査の結果及び調査書の評定は、令和3年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、高等学校において開示する。

令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により呉市立呉高等学校（以下「呉高等学校」という。）の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 選抜（I）

呉市立呉高等学校校長（以下「高等学校長」という。）が必要と認める場合、中学校長の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

(1) 選抜の方法

ア 推薦書及び志望理由書

イ 調査書

(ア) 調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

(イ) 調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接

エ 高等学校長は、上記のア、イ、ウに加えて、呉高等学校の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

(2) 合格者の決定

上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

2 選抜（II）

次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 一般学力検査

(ア) 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

(イ) 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

(ウ) 配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

(エ) 検査問題は、広島県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領（令和2年度中学校第3学年までに新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。）に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。

c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 一般学力検査を実施する5教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、面接及び上記(1)ア(ア)に掲げる5教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、呉市教育委員会と協議の上、呉高等学校の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。

ウ 面接、実技検査及び自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 選抜（III）

選抜（I）及び選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 作文及び面接

(2) 合格者の決定

ア 上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、選抜（II）の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

国語、数学及び外国語(英語)の一般学力検査、作文及び面接の結果（実技検査、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

5 その他

選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、令和3年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、呉高等学校において開示する。

令和3年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により広島県尾道南高等学校の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 選抜（II）

次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（ウ）配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

広島県尾道南高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

（エ）検査問題は、広島県教育委員会により作成されたものを使用する。

（オ）検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領（令和2年度中学校第3学年までに新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。）に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。

c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

（ア）学習の記録の評定及び合計評点

a 一般学力検査を実施する5教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

（イ）学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、面接及び上記（1）ア（ア）に掲げる5教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、市教育委員会と協議の上、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

- ア 一般学力検査の総得点に 2 分の 1 を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。
- イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。
- ウ 面接、実技検査及び自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(3) その他

令和 3 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

2 選抜（III）

選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

（ア）学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定した評点を 2 倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記 a 及び b を合計して 195 分の 130 を乗じ、130 点満点とする。

（イ）学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 作文及び面接

(2) 合格者の決定

- ア 上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。
- イ 高等学校長は、選抜（II）の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

3 その他

選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、令和 3 年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、広島県尾道南高等学校において開示する。

令和3年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針

福山市立福山高等学校の入学者選抜は、広島県立高等学校入学者選抜の選抜（I）と同一時期に、併設型中高一貫教育の特色に配慮して、次によりその教育を受けるに足る能力・適性等を判断して行うものとする。

1 選抜の方法

（1）自校作成問題による学力検査

- ア 検査問題は、福山市教育委員会と協議の上、福山高等学校長が作成する。
- イ 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。
- ウ 実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。
- エ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（2）志望理由書

（3）調査書

- ア 調査書中の学習の記録の評定については、国語、数学、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。
- イ 社会、理科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
- ウ 調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

2 合格者の決定

上記1の結果を総合的に判断して決定する。

3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

自校作成問題による学力検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。福山高等学校の入学者選抜と同一時期に行う。

4 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜日程

1 選抜日程

(1) 全日制の課程・定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制）

選抜（I）

県外等からの出願許可願受付	12月14日（月）～1月8日（金）正午
入学願書等受付	1月20日（水）～1月25日（月）正午
面接等	2月3日（水）
選抜結果の通知	2月8日（月）
合格者発表	3月16日（火）

選抜（II）

県外等からの出願許可願受付	12月14日（月）～1月8日（金）正午
入学願書受付	2月15日（月）～2月18日（木）正午
志願変更（入学願書取下げ・再提出）	2月19日（金）～2月24日（水）正午
入学者選抜願提出	2月19日（金）～2月24日（水）正午
調査書等提出	2月19日（金）～2月25日（木）正午
学力検査等	3月8日（月）～3月9日（火）
追検査	3月12日（金）
合格者発表	3月16日（火）

（全日制の課程においては、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。）

選抜（III）

入学願書等受付	3月19日（金）～3月22日（月）正午
作文・面接	3月23日（火）
	3月26日（金） 広島市立広島みらい創生高等学校
合格者発表	3月24日（水）
	3月29日（月） 広島市立広島みらい創生高等学校

連携型中高一貫教育に関する選抜

（県立加計高等学校、県立加計高等学校芸北分校、県立御調高等学校、県立油木高等学校、県立賀茂北高等学校）

入学願書等受付	1月20日（水）～1月25日（月）正午
面接等	2月3日（水）
選抜結果の通知	2月8日（月）
合格者発表	3月16日（火）

(2) 通信制の課程

入学願書等受付	3月1日（月）～3月26日（金）正午
面接等	高等学校長が別に定める。
合格者発表	3月末日までに行う。

(3) 併設型高等学校（県立広島高等学校、福山市立福山高等学校）

入学者選抜

県外等からの出願許可願受付	12月 14日（月）～1月 8日（金）正午
入学願書等受付	1月 20日（水）～1月 25日（月）正午
学力検査等	2月 3日（水）
追検査	2月 4日（木）
合格者発表	2月 8日（月）

（併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。）

(4) 秋季入学のための選抜（実施日・期間は、令和3年のもの）

定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制）

県外等からの出願許可願受付	8月 19日（木）～8月 25日（水）正午
入学願書等受付	9月 1日（水）～9月 6日（月）正午
面接等	9月 13日（月）
合格者発表	9月 15日（水）

通信制の課程

入学願書等受付	9月 1日（水）～9月 6日（月）正午
面接等	9月 13日（月）
合格者発表	9月 15日（水）

2 学力検査等時間割（全日制の課程・定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制））
選抜（II）

時限	3月 8日（月）		3月 9日（火）	
	時 刻	検査教科	時 刻	検査教科
1	9:30～10:20	国語	9:00～ 9:50	理科
2	10:40～11:30	社会	10:10～11:00	英語
3	11:50～12:40	数学		

帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

時限	3月 8日（月）		3月 9日（火）	
	時 刻	検査教科等	時 刻	検査教科等
1	9:30～10:20	国語	9:00～ 9:50	面接
2	10:40～11:30	作文	10:10～11:00	英語
3	11:50～12:40	数学		

選抜（III）

時限	3月 23日（火）		3月 26日（金） (広島市立広島みらい創生高等学校)	
	時 刻	検査等	時 刻	検査等
1	9:30～10:20	作文	9:30～10:20	作文
2	10:40～	面接	10:40～	面接

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項

令和3年度広島県公立高等学校の入学者の選抜は、「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」、「令和3年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針」、「令和3年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」、「令和3年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」、「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」、「令和3年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和3年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針」に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用語	定義
中学校	中学校、特別支援学校の中学校部、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程
中学校を卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
中学校卒業後5年を超える者	平成27年3月以前に中学校を卒業した者（令和3年4月以降に実施する入学者選抜にあっては、平成28年3月以前に中学校を卒業した者）
中学校長	志願者が在学している中学校的校長
出身中学校	志願者が卒業又は在学している中学校
出身中学校長	出身中学校的校長
施行規則	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
県立高等学校学則	広島県立高等学校学則 (昭和28年広島県教育委員会規則第4号)
市教育委員会	市立高等学校を所管する市教育委員会
市通学区域規則	市教育委員会が定める通学区域に関する規則の総称 ・広島市立高等学校の通学区域に関する規則 (平成12年広島市教育委員会規則第12号) ・呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則 (平成12年呉市教育委員会規則第3号) ・広島県尾道南高等学校の通学区域に関する規則 (平成12年尾道市教育委員会規則第21号) ・福山市立高等学校の通学区域に関する規則 (平成12年福山市教育委員会規則第1号)
指定地域	他県に居住したまま、所定の広島県立高等学校に入学できることとしている地域
特定校	全国から募集を行う県立高等学校

第1 全日制の課程

第1 全日制の課程

1 選抜 (I) (推薦入試)

(1) 実施校

高等学校長が必要と認めた学科・コースにおいて実施する。実施校、学科・コースについては、付表1-1 (P139~P141) のとおりである。

(2) 募集

ア 出願資格 (推薦基準)

令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。なお、各高等学校長が別に定める推薦基準については、付表1-2 (P142~P149) のとおりである。

- (ア) 当該学校、学科・コースを志望する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (イ) 当該学校、学科・コースに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (ウ) 学習成績が良好であること。
- (エ) 高等学校長が推薦基準を定める場合には、その推薦基準を満たすこと。

イ 定員

県立高等学校の定員は、県教育委員会が別に定める当該学科・コースの入学定員（以下「入学定員」という。）に対して、次の割合の範囲内で高等学校長が定める。ただし、連携型高等学校にあっては、入学定員から連携型中高一貫教育に関する選抜の定員を除いた人数に対するものとする。

- 普通科におけるコース、総合選択制の普通科、専門教育を主とする学科及び総合学科について 50%以内
- 入学定員が1学級の普通科については30%以内（ただし、1学年1学級の連携型高等学校の普通科については50%以内）
- 前記に掲げる普通科を除く普通科については20%以内

また、特定校における受入れ人数については、定員の範囲内で当該高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

市立高等学校の定員は、市教育委員会が別に定める割合の範囲内で高等学校長が定める。ただし、広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条第2号に係る受入れ人数については、広島市教育委員会と協議の上、当該高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

なお、各高等学校長が定める選抜(I)の定員枠については、付表1-1 (P139~P141) のとおりである。

(3) 出願

ア 方式

- (ア) 志願者は、県立高等学校学則又は市通学区域規則により就学することができるものと定められた高等学校に出願することができる。就学することができるものと定められた高等学校の通学区域は次のとおりである。

区分	通学区域
県立高等学校	広島県一円
広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）	広島市内全域
広島市立高等学校の普通科におけるコース	広島県一円
呉市立呉高等学校	広島県一円

- (イ) 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜との併願もできない。
- (ウ) (イ)にかかわらず、普通科におけるコースを設置している高等学校にあっては、普通科と普通科におけるコースとの併願を認めることができる。なお、この併願の方法については、高等学校長が定める。

イ 期間

令和3年1月20日（水）から1月25日（月）正午まで

中学校長が郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、1月22日（金）までに必着するよう提出すること。また、中学校長は郵送後、電話により速やかに提出先の高等学校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

市立高等学校への郵便による提出方法は、市教育委員会の定めるところによる。ただし、提出期限は県立高等学校及び市立高等学校とも同一である。

ウ 手続

(ア) 志願者

a 志願者は、次の①、②及び④の書類に必要事項を記入し、①から④までの書類等を中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第1号）
- ② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
- ③ 入学者選抜料（2,200円）

県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法（付表3-1（P155））により納付する。

- ④ 志望理由書（様式第6号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

b 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

c 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（エ（P23）を参照）

(イ) 中学校長

a 中学校長は、次の①から⑨までの書類等をイの期間内に志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、④の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

第1 全日制の課程 1 選抜(I)

- ① 入学願書（様式第1号）
 - ② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
　　入学者選抜料（2,200円）を納付していることを確認すること。
 - ③ 推薦書（様式第5号）
 - ④ 志望理由書（様式第6号）
 - ⑤ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）
　　様式第7号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。
 - ⑥ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）
　　志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第9号の作成方法等は、P111～P112による。
 - ⑦ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）
　　志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第11号の作成方法等は、P115による。
 - ⑧ 志願者名簿（様式第13号）
　　志願者がある高等学校の学科・コース等ごとに2部提出する。
 - ⑨ その他高等学校長が必要と認めた書類
- b　県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(ウ) 志願先高等学校長

- a　志願先高等学校長は、中学校長から入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿（1部）を返却する。
　　なお、郵便により提出された場合、受検票及び志願者名簿（1部）は中学校長に郵便により送付する。
- b　志願先高等学校長は、(ア) bにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを1月25日（月）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

エ 県外等からの出願

(ア) 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から③までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

ただし、広島市立高等学校の通学区域に関する規則附則第3項の規定による調整措置によって通学区域外から出願する者は、この手続を必要としない。

- ① 県立高等学校学則第13条第4項の規定により県立高等学校（全国から募集を行う県立高等学校（特定校）を含む）を志願する者及び広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条各号のいずれかの規定により広島市立高等学校を志願する者。
- ② 出願時において、保護者の住所が広島県外（ただし、広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域外。）にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内（ただし、広島市立高等学校（普通科に

第1 全日制の課程 1 選抜(I)

おけるコースを除く。)に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域内。)に保護者が居住する予定の者。

③ その他②に準ずる者。

a 提出書類

別表第1 (P95) による。

b 提出期間

令和2年12月14日(月)から令和3年1月8日(金)正午まで(ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。)

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月7日(木)までに必着するよう提出すること。

c 県外等からの出願許可願の提出先

志願先	提出先	提出先住所
県立高等学校	広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部高校教育指導課	〒730-8514 広島市中区基町9-42
広島市立高等学校	広島市教育委員会 学校教育部指導第二課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21
呉市立呉高等学校	呉市教育委員会 教育部学校教育課	〒737-8501 呉市中央四丁目1-6

d 結果の通知

中学校長に通知する。

(イ) 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和3年1月20日(水)現在単身赴任などで志願先高等学校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書(様式第31号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

(4) 選抜

ア 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、広島市立高等学校の場合は「令和3年度広島市立高等学校(広島市立広島みらい創生高等学校を除く)入学者選抜の基本方針」に、呉市立高等学校の場合は「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 面接等

(ア) 志願者全員に対して面接を実施する。なお、高等学校長は、面接に加えて、各高等学校、課程、学科・コースの特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。面接以外の実施項目については、付表1-1(P139~P141)のとおりである。

(イ) 実施期日

令和3年2月3日(水)

(ウ) 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

(エ) 実施場所

志願先高等学校

第1 全日制の課程 1 選抜(Ⅰ)

ウ 合格者の決定

- (ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (イ) 高等学校長は、推薦書、志望理由書、調査書及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

エ 選抜結果の通知及び入学の確約

- (ア) 高等学校長は、選抜の結果について、2月8日（月）に、選考結果通知書（様式第14号）により中学校長に通知し、入学許可内定通知書（様式第15号）により中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。ただし、合格者の発表は、選抜（Ⅱ）の合格者とともに、3月16日（火）に行う。

- (イ) 入学許可内定者は、入学確認書（様式第16号）を中学校長に提出し、中学校長は記載内容を確認の上、2月10日（水）正午までに、志願先高等学校長に提出しなければならない。

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

- (ウ) 入学確認書を提出した者は、他の高等学校の学科・コースに出願してはならない。他の高等学校の学科・コースに出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

（5）その他

選抜の結果、入学許可内定者とならなかつた者が、選抜（Ⅱ）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

2 選抜(Ⅱ) (一般入試)

(1) 募集

ア 出願資格

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者が出願できる。

(ア) 中学校を卒業した者

(イ) 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者

(ウ) 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(エ) 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

(オ) 日本国において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

イ 定員

県立高等学校の定員は、選抜(Ⅰ)を実施した学科・コースについては、入学定員から選抜

(Ⅰ)に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数とする。選抜(Ⅰ)を実施しない学科・コースについては、入学定員と同じ人数とする。

なお、連携型高等学校にあっては、入学定員から選抜(Ⅰ)及び連携型中高一貫教育に関する選抜に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数とする。また、特定校における受入れ人数については、定員の範囲内で当該高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

市立高等学校の定員についても、県立高等学校の場合と同じ取扱いとする。ただし、広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条第2号に係る受入れ人数については、広島市教育委員会と協議の上、当該高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(2) 出願

ア 方式

(ア) 志願者は、県立高等学校学則及び市通学区域規則により就学することができるものと定められた高等学校に出願することができる。就学することができるものと定められた高等学校の通学区域は次のとおりである。

区分	通 学 区 域
県立高等学校	広島県一円
広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）	広島市内全域
広島市立高等学校の普通科におけるコース	広島県一円
呉市立呉高等学校	広島県一円

(イ) 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。

また、選抜(Ⅱ)と同日に実施する帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

(ウ) (イ)にかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内の第3志望まで認めることができる。

(エ) (イ)にかかわらず、普通科におけるコースを設置している高等学校にあっては、普通科と普通科におけるコースとの併願を認めることができる。なお、この併願の方法については、高等学校長が定める。

イ 期間

(ア) 入 学 願 書 令和3年2月15日（月）から2月18日（木）正午まで

出身中学校長が郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送す

るための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月17日（水）までに必着するよう提出すること。

(イ) 入学者選抜願 令和3年2月19日（金）から2月24日（水）正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない高等学校に対して提出する場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月22日（月）までに必着するよう提出すること。

なお、市立高等学校への入学者選抜願の郵便による提出方法は、市教育委員会の定めるところによる。ただし、提出期限は県立高等学校及び市立高等学校とも同一である。

(ウ) 調査書等 令和3年2月19日（金）から2月25日（木）正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない高等学校に対して提出する場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、2月24日（水）までに必着するよう提出すること。

なお、いずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに提出先の高等学校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

ウ 手続

(ア) 志願者

a 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①の書類及び卒業証明書をイ（ア）の期間内に、②及び③の書類等をイ（イ）の期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出するものとする。

- ① 入学願書（様式第1号）
- ② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
- ③ 入学者選抜料（2,200円）

県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法（付表3-1（P155））により納付する。

b 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

(a) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を令和2年12月1日（火）までに県教育委員会に提出し許可を得る。

(b) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和3年1月8日（金）までに県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(c) (a)及び(b)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学者選抜願に添付する。

- c 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書（様式第18号）を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学者選抜願とともに、イ（イ）の期間内に志願先高等学校長に直接持参により提出するものとする。

- d 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（オ（P29）を参照）

（イ）出身中学校長

- a 出身中学校長は、次の①及び②の書類をイ（ア）の期間内に、③の書類等をイ（イ）の期間内に、志願先高等学校長にそれぞれ提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び③の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

① 入学願書（様式第1号）

② 志願者名簿（様式第13号）

志願者のある高等学校の学科・コース等ごとに2部提出する。

③ 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜料（2,200円）を納付していることを確認すること。

- b 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、イ（ウ）の期間内に志願先高等学校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）

様式第8号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

② 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第10号の作成方法等は、P111～P112による。

③ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第12号の作成方法等は、P115による。

- c 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、イ（ウ）の期間内に志願先高等学校長に提出する。

- d 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

（ウ）志願先高等学校長

- a 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印する。

志願者名簿は、受付番号を記入し、提出を受けた2部のうちの1部を返却する。郵便により提出された場合、出身中学校長に郵便により送付する。

- b 入学願書及び入学者選抜願を受理した志願先高等学校長は、受検票を交付する。

郵便により提出された場合、受検票は出身中学校長に郵便により送付する。

なお、入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

- c 志願先高等学校長は、（ア）b（c）により提出された特別措置願について、必要に応

じてその写しを2月24日（水）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

エ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を各高等学校（本校・分校）の玄関等への掲示及び学校ホームページへの掲載により行う。

(ア) 各高等学校長は、2月18日（木）正午現在の志願者数を同日16時に公表する。

(イ) 各高等学校長は、2月19日（金）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月22日（月）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月24日（水）正午の志願者数を同日16時にそれぞれ公表する。

オ 県外等からの出願

(ア) 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から④までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

ただし、広島市立高等学校の通学区域に関する規則附則第3項の規定による調整措置によって通学区域外から出願する者は、この手続を必要としない。

① 県立高等学校学則第13条第4項の規定により県立高等学校（特定校を含む）を志願する者及び広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条各号のいずれかの規定により広島市立高等学校を志願する者。

② 出願時において、保護者の住所が広島県外（ただし、広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域外。）にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内（ただし、広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域内。）に保護者が居住する予定の者。

③ (1) ア (オ) (P26) により出願する者。

④ その他②に準ずる者。

a 提出書類

別表第1 (P95) による。

b 提出期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月8日（金）正午まで（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月7日（木）までに必着するよう提出すること。

c 県外等からの出願許可願の提出先

志願先	提出先	提出先住所
県立高等学校	広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部高校教育指導課	〒730-8514 広島市中区基町9-42
広島市立高等学校	広島市教育委員会 学校教育部指導第二課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21
呉市立呉高等学校	呉市教育委員会 教育部学校教育課	〒737-8501 呉市中央四丁目1-6

d 結果の通知

出身中学校長に通知する。

e その他

b の提出期限後に、保護者の転勤等が生じた、又は特定校への出願を希望することとなつたため、教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、b の提出期限を2月 17 日（水）正午までとし、入学願書等の提出期限は2月 24 日（水）正午までとする。

なお、その後は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

(イ) 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和3年2月 15 日（月）現在単身赴任などで志願先高等学校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第 31 号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。（ただし、1（3）エ（イ）（P24）により選抜（I）を受検し、入学許可内定者とならなかつた者が、選抜（I）の出願後も保護者の住所に変更がなく、選抜（I）と同一の高等学校に出願する場合は、選抜（II）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（I）で1（3）エ（イ）により受検している旨を志願先高等学校長に申し出る。郵便により提出する場合にあっては、出身中学校長は電話によりその旨を志願先高等学校長に申し出る。申し出を受けた志願先高等学校長は、選抜（I）の出願書類によって出願資格の有無について確認する。）

(ウ) 県外等からの出願許可を受けて選抜（I）を受検し、入学許可内定者とならなかつた者及び併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を受検し、合格者とならなかつた者（合格者となつたが、入学を辞退した者を含む。）が、選抜（II）を受検する場合の県外等からの出願に係る取扱いは次のとおりとする。

（ただし、選抜（I），併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜で県外等からの出願許可を受けた際の住所を変更する場合は、2月 12 日（金）正午までに必要書類を当該教育委員会に提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。）

a 選抜（I）と同一の高等学校に出願する場合

選抜（II）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（I）で県外等からの出願許可を受けている旨を志願先高等学校長に申し出る。郵便により提出する場合にあっては、出身中学校長は電話によりその旨を志願先高等学校長に申し出る。

申し出を受けた志願先高等学校長は、選抜（I）の出願書類によって志願者が県外等からの出願許可を受けていることを確認する。

b 選抜（I），併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜と異なる高等学校に出願する場合

県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付して、入学願書受付期間内に志願先高等学校長に提出する。

県外等からの出願許可書の写しを添付した入学願書の提出を受けた志願先高等学校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認する。

カ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げは

できない。（オ（ア）eにより県外等から入学願書を提出する者が、2月18日（木）正午までに入学願書が提出できなかつた場合は、志願変更はできない。）

中学校卒業後5年を超える者については、次の（イ）の手続は、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

(ア) 期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

令和3年2月19日（金）から2月24日（水）正午まで

郵便による取下げ（高等学校からの返却）及び再提出はできない。

(イ) 手続

a 志願者

(a) 志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第19号）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

(b) 再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（オ（ウ）bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）の高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、ウ（ア）の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(c) オ（イ）により選抜（I）と同一の高等学校に入学願書を提出した後、選抜（I）と異なる高等学校に志願を変更する場合には、出身中学校長意見書、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付し、ウ（ア）の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(d) オ（ウ）aにより入学願書を提出した後、選抜（I）と異なる高等学校に志願を変更する場合には、県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付し、ウ（ア）の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(e) オ（ア）の県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ入学願書を提出した後、志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、2月19日（金）正午までに必要書類を当該教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

b 出身中学校長

(a) 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、志願先高等学校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（オ（ウ）bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）を受け取り、志願変更をする者に返却する。

(b) 出身中学校長は、再提出された入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（オ（ウ）bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）をウ（イ）の手続に準じて、所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出する。

c 志願先高等学校長

(a) 志願先高等学校長は、出身中学校長等から提出された志願変更をする者の志願変更願が適正であることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、出身中学校長等に志願変更をする者の入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合に

第1 全日制の課程 2 選抜(Ⅱ)

あつては、県外等からの出願許可書（オ（ウ）bにより出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書の写し）を、中学校卒業後5年を超える者が出願している場合にあつては、卒業証明書を含む。）を返却する。

(b) 志願変更先高等学校長は、出身中学校長等から再提出された入学願書等をウ（ウ）の手続に準じて処理する。

(3) 選抜

ア 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、広島市立高等学校の場合は「令和3年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」に、呉市立高等学校の場合は「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 一般学力検査

(ア) 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

(イ) 一般学力検査は各教科50点満点とする。

(ウ) 高等学校長は、各高等学校、課程、学科・コースの特色に応じ、特定の教科（2教科以内）について、その得点を2倍を超えない範囲で、傾斜配点を実施することができる。

なお、傾斜配点を実施する高等学校の学科・コース及び教科・倍率については、付表1-1（P139～P141）のとおりである。

エ 実施期日、教科及び時間割等

3月8日（月）			3月9日（火）		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・注意			
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	理科
第2時限	10:40 11:30	社会	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学			

（注）第1日の集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

(オ) 一般学力検査の受検場所は、入学者選抜願の提出先高等学校とする。

(カ) 一般学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

ウ 面接

高等学校長が必要と認める場合は、面接を実施することができる。受検者全員に面接を実施する高等学校の学科・コースについては、付表1-1（P139～P141）のとおりである。受検者全員に実施する面接の配点等及び評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

なお、中学校過年度卒業の志願者については、受検者全員に面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

エ 実技検査

高等学校長が必要と認める場合は、実技検査を実施することができる。実技検査を実施する高等学校の学科・コースについては、付表1-1（P139～P141）のとおりである。実技検査の配点等及び評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要

項により公表する。

オ 自校作成問題による学力検査

高等学校長が必要と認める場合は、県立高等学校においては県教育委員会、市立高等学校においては市教育委員会と協議の上、一般学力検査問題に加えて又は替えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

なお、自校作成問題による学力検査を実施する高等学校の学科・コース、その実施教科等は付表1-1（P141）のとおりである。

カ 合格者の決定

(ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 高等学校長は、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して決定する。

(ウ) 高等学校長は、上記(イ)の方法によらず、入学定員の20%以内において、一般学力検査又は調査書の学習の記録の合計評点を重視した点数、調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断することにより、合格者を決定することができる。この方法によって合格者を決定する高等学校の学科・コース並びに合格者を決定する割合、重視する割合及び決定方法の優先順位については、付表1-1（P139～P141）のとおりである。

(エ) 面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(オ) 実技検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(カ) 一般学力検査問題に加えて自校作成問題による学力検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。また、一般学力検査問題に替えて自校作成問題による学力検査を実施した場合は、上記(イ)による。

なお、実施校における得点の扱いは付表1-1（P141）のとおりである。

(キ) 志願者から自己申告書（様式第18号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

キ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月16日（火）に行う。

ク 繰上げ合格の実施

高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定することができる。

なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

ケ やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜（Ⅱ）を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

上記の表にかかわらず、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、選抜(Ⅱ)を欠席した者を対象とした追検査（新型コロナウイルス感染症に係る追検査）については別に定める。

(ア) 手続

a 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

① 追検査受検願（様式第20号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

b 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和3年3月10日（水）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 追検査受検願（様式第20号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③ 追検査受検願提出者名簿（様式第21号）

出身中学校長は、下記cにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第22号）を追検査受検希望者に交付する。

c 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第22号）を出身中学校長に交付する。

(イ) 選抜

a 検査方法

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各学校が実施する検査方法について高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

b 実施期日

令和3年3月12日（金）

c 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

第1 全日制の課程 2 選抜(Ⅱ)

d 実施場所

志願先高等学校

(ウ) 合格者の決定

a 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

b 高等学校長は、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

c 追検査受検者から自己申告書（様式第18号）が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

d 合格者は選抜（Ⅱ）の定員に含めて決定する。

(エ) 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月16日（火）に行う。

（4）その他

選抜の結果、合格者とならなかつた者が、選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

3 選抜 (Ⅲ) (二次募集)

(1) 実施校

選抜 (I), 選抜 (II) 及び連携型中高一貫教育に関する選抜の結果, 入学を辞退した者を除く合格者数が入学定員に満たない高等学校の学科・コースにおいて実施する。

(2) 募集

ア 出願資格

選抜 (II) 又は帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に出願した者で, 次の(ア)及び(イ)の両方の条件を満たす者が出願できる。

なお, (イ)の入学手続とは, 入学手続金等(第一段階の納入金)を納入することである。

(ア) いずれの公立高等学校にも合格していない者

(イ) いずれの国・私立高等学校(高等専門学校を含む。以下同じ。)にも入学手続をしていない者
イ 定員

実施する高等学校の学科・コースの定員は, 入学定員から選抜 (I), 選抜 (II) 及び連携型中高一貫教育に関する選抜の合格者数(入学を辞退した者を除く。)を除いた人数とする。

(3) 出願

ア 方式

(ア) 通学区域は広島県一円である。

(イ) 志願者は, 広島市立広島みらい創生高等学校を除く公立の二つ以上の高等学校, 課程, 学科・コースに併願することができない。また, 特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

(ウ) (イ)にかかわらず, 同一高等学校内で, 学科によっては, その学科内の第3志望まで認めることができる。

(エ) (イ)にかかわらず, 普通科におけるコースを設置している高等学校にあっては, 普通科と普通科におけるコースとの併願を認めることができる。なお, この併願の方法については, 高等学校長が定める。

イ 期間

令和3年3月19日(金)から3月22日(月)正午まで

なお, 郵便による提出はできない。

ウ 手續

(ア) 志願者

a 志願者は, 次の①及び②の書類に必要事項を記入し, ①から③までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし, 中学校卒業後5年を超える者については, ①から③までの書類等及び卒業証明書を, 志願先高等学校長に直接提出するとともに, 選抜 (II) の一般学力検査の結果を活用する高等学校の学科・コースに出願する場合で, 病気等により選抜 (II) を受検できなかった者については, その理由書も添付する。

- ① 入学願書(様式第1号)
- ② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)
- ③ 入学者選抜料(2,200円)

県立高等学校にあっては県教育委員会, 市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法(付表3-1(P155))により納付する。

b 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

(イ) 出身中学校長

a 出身中学校長は、次の①から⑥までの書類等をイの期間内に志願先高等学校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、④及び⑤の書類は提出しなくてよい。

なお、出身中学校長は、いずれかの国・私立高等学校に合格している者が選抜（Ⅲ）に出願する場合、選抜（Ⅲ）（全日制の課程）出願資格に係る証明書（様式第23号）により当該国・私立高等学校長に入学手続状況に関する証明を受け、選抜（Ⅲ）の出願資格を有していることを確認した上で、⑥の書類を作成すること。

また、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

　入学者選抜料（2,200円）を納付していることを確認すること。

③ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）

　様式第8号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

④ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）

　志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第10号の作成方法等は、P111～P112による。

⑤ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）

　志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第12号の作成方法等は、P115による。

⑥ 選抜（Ⅲ）志願者名簿（様式第24号）

　志願者がある高等学校の学科・コース等ごとに2部提出する。

　なお、選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果を活用する高等学校の学科・コースに提出する選抜（Ⅲ）志願者名簿には、選抜（Ⅱ）に出願した高等学校名、課程、学科・コース名、受検番号を明記すること。また、その際、病気等により選抜（Ⅱ）を受検できなかった者については、その理由書を添付すること。

　選抜（Ⅲ）で選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果を活用する学科・コースについては、付表1-1（P139～P141）のとおりである。

b 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(ウ) 志願先高等学校長

a 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、受検票を交付する。

　選抜（Ⅲ）志願者名簿は、受付番号を記入し、提出を受けた2部のうちの1部を返却する。

b 志願先高等学校長は、(ア) bにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを速やかに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

エ 県外等からの出願

選抜(Ⅱ)又は帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜において県外等からの出願許可を受けていた者は、出願の際に、出願書類を持参した者を通して、志願先高等学校長にその旨を申し出なければならない。ただし、2(1)ア(P26)に定める出願資格の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者で、保護者の住所が広島県内にある者については必要としない。

申し出を受けた志願先高等学校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認した後に、受検票を交付する。

(4) 選抜

ア 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、広島市立高等学校の場合は「令和3年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」に、呉市立高等学校の場合は「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 作文及び面接

(ア) 作文及び面接は、志願者全員に対して実施する。

(イ) 実施期日及び時間割等

3月23日(火)		
時限	時刻	検査等
	9:00 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 10:20	作文
第2時限	10:40～	面接

(注) 集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

(ウ) 実施場所

志願先高等学校

エ 合格者の決定

(ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 高等学校長は、調査書、作文及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、選抜(Ⅱ)の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断する場合には、該当する高等学校長に対し、選抜(Ⅱ)の一般学力検査の結果資料（一般学力検査問題に替えて自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を含んだ結果資料及び自校作成問題）を求め、その資料を選抜の資料とする。

エ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月24日(水)に行う。

4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く）

(1) 募集

ア 出願資格

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者が出願できる。

（ア）「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で2（1）ア（P26）に定める出願資格の（ア）から（エ）までのいずれかに該当し、かつ、原則として次のaからdまでのいずれかに該当する者

- a 海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者
- b 海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者
- c 海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者
- d 海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者

（イ）外国籍を有する者で、2（1）ア（P26）に定める出願資格の（ア）又は（イ）のいずれかに該当し、かつ、原則として、入国後の在日期間が6年以内の者

イ 定員

入学定員外で各高等学校2人以内。

(2) 出願

ア 方式

（ア）志願者は、県立高等学校学則及び市通学区域規則により就学することができるものと定められた高等学校に出願することができる。就学することができるものと定められた高等学校の通学区域は次のとおりである。

区分	通 学 区 域
県立高等学校	広島県一円
広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）	広島市内全域
広島市立高等学校の普通科におけるコース	広島県一円
呉市立呉高等学校	広島県一円

（イ）志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、選抜（II）及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

（ウ）（イ）にかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内の第3志望まで認めることができる。

（エ）（イ）にかかわらず、普通科におけるコースを設置している高等学校にあっては、普通科と普通科におけるコースとの併願を認めることができる。なお、この併願の方法については、高等学校長が定める。

イ 期間

（ア）入 学 願 書 令和3年2月15日（月）から2月18日（木）正午まで

出身中学校長が郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月17日（水）までに必着するよう提出すること。

（イ）入学者選抜願 令和3年2月19日（金）から2月24日（水）正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない高等学校に対して提出する場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒（簡易書留等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の

上、簡易書留郵便により、2月22日(月)までに必着するよう提出すること。

なお、市立高等学校への入学者選抜願の郵便による提出方法は、市教育委員会の定めるところによる。ただし、提出期限は県立高等学校及び市立高等学校とも同一である。

(ウ) 調査書等 令和3年2月19日(金)から2月25日(木)正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない高等学校に対して提出する場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、2月24日(水)までに必着するよう提出すること。

なお、いずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに提出先の高等学校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

ウ 手続

(ア) 志願者

a 志願者は、次の①から③までの書類に必要事項を記入し、①から⑤までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書(様式第1号)
- ② 海外在住状況説明書(様式第25号)
- ③ 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)
- ④ 入学者選抜料(2,200円)

県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法(付表3-1(P155))により納付する。

⑤ 健康診断書(P105の1により成績証明書を提出する者に限る。)

b 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかつた者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者(ただし、(1)ア(イ)の出願資格により志願する者を除く。)、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

(a) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を令和2年12月1日(火)までに県教育委員会に提出し許可を得る。

(b) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和3年1月8日(金)までに県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(c) (a)及び(b)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学者選抜願に添付する。

c 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。(オ(P41)を参照)

(イ) 出身中学校長

a 出身中学校長は、次の①から③までの書類をイ(ア)の期間内に、④の書類等をイ(イ)の期間内に、志願先高等学校長にそれぞれ提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①、②及び④の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

- ① 入学願書(様式第1号)
- ② 海外在住状況説明書(様式第25号)

第1 全日制の課程 4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

③ 志願者名簿（様式第13号）

志願者のある高等学校の学科・コース等ごとに2部提出する。

④ 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜料（2,200円）を納付していることを確認すること。

b 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、①から④までの書類をイ（ウ）の期間内に志願先高等学校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）

様式第8号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

② 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第10号の作成方法等は、P111～P112による。

③ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第12号の作成方法等は、P115による。

④ 健康診断書（P105の1により成績証明書を提出する者に限る。）

c 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

（ウ）志願先高等学校長

a 志願先高等学校長は、出身中学校長から入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印する。

志願者名簿は、受付番号を記入し、提出を受けた2部のうちの1部を返却する。郵便により提出された場合、出身中学校長に郵便により送付する。

b 入学願書等及び入学者選抜願を受理した志願先高等学校長は、受検票を交付する。

郵便により提出された場合、受検票は出身中学校長に郵便により送付する。

なお、入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

c 志願先高等学校長は、（ア）b（c）により提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを2月24日（水）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

エ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を各高等学校（本校・分校）の玄関等への掲示及び学校ホームページへの掲載により行う。

（ア）各高等学校長は、2月18日（木）正午現在の志願者数を同日16時に公表する。

（イ）各高等学校長は、2月19日（金）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月22日（月）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月24日（水）正午の志願者数を同日16時にそれぞれ公表する。

オ 県外等からの出願

（ア）教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から③までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

第1 全日制の課程 4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

- ① 県立高等学校学則第13条第4項の規定により県立高等学校（特定校を含む）を志願する者及び広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条各号のいずれかの規定により広島市立高等学校を志願する者。
- ② 出願時において、保護者の住所が広島県外（ただし、広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域外。）にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内（ただし、広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域内。）に保護者が居住する予定の者。
- ③ その他②に準ずる者。
- a 提出書類
別表第1（P95）による。
- b 提出期間
令和2年12月14日（月）から令和3年1月8日（金）正午まで（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）
なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月7日（木）までに必着するよう提出すること。
- c 県外等からの出願許可願の提出先

志願先	提出先	提出先住所
県立高等学校	広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部高校教育指導課	〒730-8514 広島市中区基町9-42
広島市立高等学校	広島市教育委員会 学校教育部指導第二課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21
呉市立呉高等学校	呉市教育委員会 教育部学校教育課	〒737-8501 呉市中央四丁目1-6

- d 結果の通知
出身中学校長に通知する。
- e その他
bの提出期限後に、保護者の転勤等が生じた、又は特定校への出願を希望することとなつたため、教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、bの提出期限を2月17日（水）正午までとし、入学願書等の提出期限は2月24日（水）正午までとする。
なお、その後は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

（イ）教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和3年2月15日（月）現在単身赴任などで志願先高等学校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。（ただし、1（3）エ（イ）（P24）により選抜（I）を受検し、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（I）の出願後も保護者の住所に変更がなく、選抜（I）と同一の高等学校に出願する場合は、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（I）で1（3）エ（イ）により受検している旨を志願先高等学校長に申し出る。郵便により提出する場合にあっては、出身中学校長は電話によりその旨を志願先高等学校長に申し出る。申し出を受けた志願先高等学校長は、選抜（I）の出願書類によって出願資格の有無について確認する。）

（ウ）県外等からの出願許可を受けて選抜（I）を受検し、入学許可内定者とならなかった者及び併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

第1 全日制の課程 4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

る選抜を受検し、合格者とならなかつた者（合格者となつたが、入学を辞退した者を含む。）が、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を受検する場合の県外等からの出願に係る取扱いは次のとおりとする。（ただし、選抜（I）、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜で県外等からの出願許可を受けた際の住所を変更する場合は、2月12日（金）正午までに必要書類を当該教育委員会に提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。）

a 選抜（I）と同一の高等学校に出願する場合

帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（I）で県外等からの出願許可を受けている旨を志願先高等学校長に申し出る。郵便により提出する場合にあっては、出身中学校長は電話によりその旨を志願先高等学校長に申し出る。

申し出を受けた志願先高等学校長は、選抜（I）の出願書類によって志願者が県外等からの出願許可を受けていることを確認する。

b 選抜（I）、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜と異なる高等学校に出願する場合

県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付して、入学願書受付期間内に志願先高等学校長に提出する。

県外等からの出願許可書の写しを添付した入学願書の提出を受けた志願先高等学校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認する。

カ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。（オ（ア）eにより県外等から入学願書を提出する者が、2月18日（木）正午までに入学願書が提出できなかつた場合は、志願変更はできない。）

（ア）期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

令和3年2月19日（金）から2月24日（水）正午まで

郵便による取下げ（高等学校からの返却）及び再提出はできない。

（イ）手続

a 志願者

（a）志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第19号）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

（b）再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書及び海外在住状況説明書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（オ（ウ）bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）の高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、ウ（ア）の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

（c）オ（イ）により選抜（I）と同一の高等学校に入学願書を提出した後、選抜（I）と異なる高等学校に志願を変更する場合には、出身中学校長意見書、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付し、ウ（ア）の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

（d）オ（ウ）aにより入学願書を提出した後、選抜（I）と異なる高等学校に志願を変更す

第1 全日制の課程 4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

る場合には、県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付し、ウ(ア)の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

- (e) オ(ア)の県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ入学願書を提出した後、志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、2月19日(金)正午までに必要書類を当該教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならぬ。

b 出身中学校長

- (a) 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、志願先高等学校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書及び海外在住状況説明書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(オ(ウ)bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を受け取り、志願変更をする者に返却する。
- (b) 出身中学校長は、再提出された入学願書及び海外在住状況説明書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(オ(ウ)bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)をウ(イ)の手続に準じて、所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出する。

c 志願先高等学校長

- (a) 志願先高等学校長は、出身中学校長から提出された志願変更をする者の志願変更願が適正であることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、出身中学校長に志願変更をする者の入学願書及び海外在住状況説明書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(オ(ウ)bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を返却する。
- (b) 志願変更先高等学校長は、出身中学校長から再提出された入学願書及び海外在住状況説明書をウ(ウ)の手続に準じて処理する。

(3) 選抜

ア 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、広島市立高等学校の場合は「令和3年度広島市立高等学校(広島市立広島みらい創生高等学校を除く)入学者選抜の基本方針」に、呉市立高等学校の場合は「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 一般学力検査等

(ア) 実施期日、教科及び時間割等

3月8日(月)			3月9日(火)		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・注意			
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	面接
第2時限	10:40 11:30	作文	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学			

(注) 第1日の集合時刻は、実施校の事情により多少繰り上げることがある。

(イ) 一般学力検査等の受検場所は、入学者選抜願の提出先高等学校とする。

(ウ) 一般学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

第1 全日制の課程 4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

(エ) (1) ア (イ) の出願資格により受検する者の一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する（エの自校作成問題による学力検査を含む。）。

ウ 実技検査

高等学校長が必要と認める場合は、実技検査を実施することができる。実技検査を実施する高等学校の学科・コースについては、付表1-1（P139～P141）のとおりである。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長が必要と認める場合は、県立高等学校においては県教育委員会、市立高等学校においては市教育委員会と協議の上、一般学力検査問題に加えて又は替えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

なお、自校作成問題による学力検査を実施する高等学校の学科・コース、その実施教科等は付表1-1（P141）のとおりである。

オ 合格者の決定

(ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 高等学校長は、一般学力検査、作文及び面接の結果並びに出願書類に基づいて総合的に判断して決定する。

(ウ) 実技検査を実施した学科・コースにあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(エ) 一般学力検査問題に加えて自校作成問題による学力検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。また、一般学力検査問題に替えて自校作成問題による学力検査を実施した場合は、上記(イ)による。

なお、実施校における得点の扱いは付表1-1（P141）のとおりである。

カ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月16日（火）に行う。

キ 繰上げ合格の実施

高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定することができる。

なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

ク やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

事由	
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

上記の表にかかわらず、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を欠席した者を対象とした追検査（新型コロナウイルス感染症に係る追検査）については別に定める。

(ア) 手続

a 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身

第1 全日制の課程 4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 追検査受検願（様式第20号）
- ② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

b 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和3年3月10日（水）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

- ① 追検査受検願（様式第20号）
- ② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書
- ③ 追検査受検願提出者名簿（様式第21号）

出身中学校長は、下記cにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第22号）を追検査受検希望者に交付する。

c 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第22号）を出身中学校長に交付する。

（イ）選抜

a 検査方法

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

b 実施期日

令和3年3月12日（金）

c 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

d 実施場所

志願先高等学校

（ウ）合格者の決定

a 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

b 高等学校長は、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

c 合格者は帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の定員に含めて決定する。

（エ）合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月16日（火）に行う。

（4）その他

ア 選抜の結果、合格者とならなかつた者が、選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

イ 併設型高等学校における帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜については、第5の5（P86）により実施する。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

(1) 実施校

県立高等学校学則に定める連携型高等学校（県立加計高等学校、県立加計高等学校芸北分校、県立御調高等学校、県立油木高等学校及び県立賀茂北高等学校）において実施する。

(2) 募集

ア 出願資格

県立高等学校学則に定める連携型中学校（安芸太田町立加計中学校、安芸太田町立安芸太田中学校、北広島町立芸北中学校、尾道市立御調中学校、神石高原町立神石高原中学校、神石高原町立三和中学校又は東広島市立豊栄中学校）を令和3年3月に卒業する見込みの者で、次の条件を満たす者とする。

(ア) 当該学校を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。

(イ) 当該学校に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。

イ 定員

入学定員の範囲内で、高等学校長が定める。

(3) 出願

ア 方式

(ア) 志願者は、県立高等学校学則に定める当該連携型高等学校に出願することができる。各連携型中学校に係る当該連携型高等学校は次のとおりである。

連携型高等学校名	連携型中学校名
県立加計高等学校	安芸太田町立加計中学校 安芸太田町立安芸太田中学校
県立加計高等学校芸北分校	北広島町立芸北中学校
県立御調高等学校	尾道市立御調中学校
県立油木高等学校	神石高原町立神石高原中学校 神石高原町立三和中学校
県立賀茂北高等学校	東広島市立豊栄中学校

(イ) 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、選抜（I）、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校における帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜との併願もできない。

イ 期間

令和3年1月20日（水）から1月25日（月）正午まで

なお、郵便により提出する場合には、1（3）イ（P22）と同様とする。

ウ 手続

（ア）志願者

a 志願者は、次の①、②及び④の書類に必要事項を記入し、①から④までの書類等を中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

③ 入学者選抜料（2,200円）

県教育委員会の定める方法（付表3-1（P155））により納付する。

④ 中高連携した学習のまとめ（様式は高等学校長が別に定める。）

第1 全日制の課程 5 連携型中高一貫教育に関する選抜

b 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

(イ) 中学校長

中学校長は、次の①から⑦までの書類をイの期間内に志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜料（2,200円）を納付していることを確認すること。

③ 中高連携した学習のまとめ

④ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）

様式第7号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

⑤ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第9号の作成方法等は、P111～P112による。

⑥ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第11号の作成方法等は、P115による。

⑦ 志願者名簿（様式第13号）

志願先高等学校に2部提出する。

(ウ) 志願先高等学校長

a 志願先高等学校長は、中学校長から入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿（1部）を返却する。

なお、郵便により提出された場合、受検票及び志願者名簿（1部）は中学校長に郵便により送付する。

b 志願先高等学校長は、(ア) bにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを1月25日（月）までに県教育委員会に提出し協議すること。

(4) 選抜

ア 方針

選抜は、「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 面接等

(ア) 志願者全員に対して面接を実施する。なお、高等学校長は、面接に加えて、中高連携した教育の特色に応じ、独自の選抜方法を実施することができる。

(イ) 実施期日

令和3年2月3日（水）

(ウ) 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

(エ) 実施場所

志願先高等学校

第1 全日制の課程 5 連携型中高一貫教育に関する選抜

ウ 合格者の決定

- (ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (イ) 高等学校長は、中高連携した学習のまとめ、調査書及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

エ 選抜結果の通知及び入学の確約

- (ア) 高等学校長は、選抜の結果について、2月8日（月）に、選考結果通知書（様式第14号）により中学校長に通知し、入学許可内定通知書（様式第15号）により中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。ただし、合格者の発表は、選抜（II）の合格者とともに、3月16日（火）に行う。

- (イ) 入学許可内定者は、入学確認書（様式第16号）を中学校長に提出し、中学校長は記載内容を確認の上、2月10日（水）正午までに、志願先高等学校長に提出しなければならない。

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

- (ウ) 入学確認書を提出した者は、他の高等学校の学科・コースに出願してはならない。他の高等学校の学科・コースに出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

（5）その他

選抜の結果、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（II）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜（III）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

第2 定 時 制 の 課 程

第2 定時制の課程

1 選抜 (I) (推薦入試)

(1) 実施校

高等学校長が必要と認めた学科において実施する。実施校、学科については、付表1-1(P141)のとおりである。

(2) 募集

ア 出願資格 (推薦基準)

選抜(I)に出願できる者は、次に該当する者とする。

(ア) 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。なお、各高等学校長が別に定める推薦基準については、付表1-2(P142～P149)のとおりである。

- a 当該学校、学科を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。
- b 当該学校、学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- c 学習成績が良好であること。
- d 高等学校長が推薦基準を定める場合には、その推薦基準を満たすこと。

(イ) 単位制による課程の高等学校長は、上記(ア)にかかわらず、既に中学校を卒業した者の出願を認めることができる。この場合、出身中学校長の推薦書(様式第5号)は、就職している事業所長等の推薦に代えることができる。

また、(ア)cの「学習成績」は、「勤務状況等」に読み替えることができるものとする。

イ 定員

県立高等学校の定員は、県教育委員会が別に定める当該学科の入学定員(以下「入学定員」という。)に対して、次の割合の範囲で高等学校長が定める。

ただし、秋季入学のための選抜を実施する高等学校にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数に対するものとする。

- 専門教育を主とする学科については50%以内
- 入学定員が1学級の普通科については30%以内

市立高等学校の定員は、市教育委員会が別に定める割合の範囲内で高等学校長が定める。

なお、各高等学校長が定める選抜(I)の定員枠については、付表1-1(P141)のとおりである。

(3) 出願

ア 方式

(ア) 通学区域は広島県一円である。

(イ) 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。また、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校における帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜との併願もできない。

イ 期間

令和3年1月20日(水)から1月25日(月)正午まで

出身中学校長が郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、1月22日(金)までに必着するよう提出すること。また、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに提出先の高等学校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

第2 定時制の課程 1 選抜(I)

市立高等学校への郵便による提出方法は、市教育委員会の定めるところによる。ただし、提出期限は県立高等学校及び市立高等学校とも同一である。

ウ 手続

(ア) 志願者

a 志願者は、次の①、②及び④の書類に必要事項を記入し、①から④までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、(2)ア(イ)で出願する者のうち、中学校卒業後5年を超える者については、①から④までの書類等、卒業証明書及び推薦書(様式第5号)を、志願先高等学校長に直接持参により提出するものとする。

- ① 入学願書(様式第1号)
- ② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)
- ③ 入学者選抜料(950円)

県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法(付表3-2(P156))により納付する。

- ④ 志望理由書(様式第6号)

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

b 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学願書に添付すること。

c 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。(エ(P53)を参照)

(イ) 出身中学校長

a 出身中学校長は、次の①から⑨までの書類等をイの期間内に志願先高等学校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、⑥及び⑦の書類は提出しなくてよい。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、④の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

- ① 入学願書(様式第1号)
- ② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)
- ③ 入学者選抜料(950円)を納付していることを確認すること。

④ 推薦書(様式第5号)
(2)ア(イ)で出願する者に係る推薦書については、勤務先及び勤務状況等を明記すること。また、事業所長等の推薦を受けた者については、「中学校長」を「事業所長等」に読み替えて取り扱うものとする。

- ⑤ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第7号)
様式第7号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。
- ⑥ 第3学年の全学級の評定(成績評点)一覧表(様式第9号)
志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第9号の作成方法等は、P111～P112による。
- ⑦ 評定(成績評点)集計表(様式第11号)
志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第11号の作成方法等は、P115による。

第2 定時制の課程 1 選抜(I)

⑧ 志願者名簿（様式第13号）

志願者のある高等学校の学科等ごとに2部提出する。

⑨ その他高等学校長が必要と認めた書類

b 県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(ウ) 志願先高等学校長

a 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿（1部）を返却する。

なお、郵便により提出された場合、受検票及び志願者名簿（1部）は出身中学校長に郵便により送付する。

b 志願先高等学校長は、(ア) bにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを1月25日（月）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

エ 県外等からの出願

(ア) 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から③までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

① 県立高等学校学則第13条第4項の規定により県立高等学校を志願する者及び広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条第1号の規定により広島市立高等学校を志願する者。

② 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。

③ その他②に準ずる者。

a 提出書類

別表第1（P95）による。

b 提出期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月8日（金）正午まで（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月7日（木）までに必着するよう提出すること。

c 県外等からの出願許可願の提出先

志願先	提出先	提出先住所
県立高等学校	広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部高校教育指導課	〒730-8514 広島市中区基町9-42
広島市立高等学校	広島市教育委員会 学校教育部指導第二課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21

d 結果の通知

中学校長に通知する。

(イ) 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和3年1月20日（水）現在単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も保護者の

第2 定時制の課程 1 選抜(Ⅰ)

住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

(4) 選抜

ア 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 面接等

(ア) 志願者全員に対して面接を実施する。なお、高等学校長は、面接に加えて、各高等学校、課程、学科の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。面接以外の実施項目については、付表1-1（P141）のとおりである。

(イ) 実施期日

令和3年2月3日（水）

(ウ) 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

(エ) 実施場所

志願先高等学校

ウ 合格者の決定

(ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 高等学校長は、推薦書、志望理由書、調査書及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

エ 選抜結果の通知及び入学の確約

(ア) 高等学校長は、選抜の結果について、2月8日（月）に、選考結果通知書（様式第14号）により出身中学校長に通知し、入学許可内定通知書（様式第15号）により出身中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。ただし、合格者の発表は、選抜（Ⅱ）の合格者とともに、3月16日（火）に行う。

(イ) 入学許可内定者は、入学確認書（様式第16号）を出身中学校長に提出し、出身中学校長は記載内容を確認の上、2月10日（水）正午までに、志願先高等学校長に提出しなければならない。

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

(ウ) 中学校卒業後5年を超える者については、(ア)及び(イ)の手続は出身中学校長を経由せずに行い、選考結果通知書による通知は行わない。

(エ) 入学確認書を提出した者は、他の高等学校の学科・コースに出願してはならない。他の高等学校の学科・コースに出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

(5) その他

選抜の結果、入学許可内定者とならなかつた者が、選抜（Ⅱ）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

2 選抜(Ⅱ) (一般入試)

(1) 募集

ア 出願資格

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (ア) 中学校を卒業した者
- (イ) 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (ウ) 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- (エ) 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (オ) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

イ 定員

県立高等学校の定員は、選抜(Ⅰ)を実施した学科については、入学定員(秋季入学のための選抜を実施する高等学校にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数)から選抜(Ⅰ)に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数とする。また、選抜(Ⅰ)を実施しない学科については、入学定員と同じ人数とする。

市立高等学校の定員についても、県立高等学校の場合と同じ取扱いとする。

(2) 出願

ア 方式

- (ア) 通学区域は広島県一円である。
- (イ) 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。また、選抜(Ⅱ)と同日に実施する帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。
- (ウ) (イ)にかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内(午前部、午後部、夜間部を含む。)の第3志望まで認めることができる。

イ 期間

(ア) 入学願書 令和3年2月15日(月)から2月18日(木)正午まで

出身中学校長が郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、2月17日(水)までに必着するよう提出すること。

(イ) 入学者選抜願 令和3年2月19日(金)から2月24日(水)正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない高等学校に対して提出する場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、2月22日(月)までに必着するよう提出すること。

なお、市立高等学校への入学者選抜願の郵便による提出方法は、市教育委員会の定めるところによる。ただし、提出期限は県立高等学校及び市立高等学校とも同一である。

(ウ) 調査書等 令和3年2月19日(金)から2月25日(木)正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない高等学校に対して提出する場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、2月24日(水)までに必着するよう提出すること。

なお、いずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに提出先の高等学校長に郵

送した旨の連絡を行うこと。

ウ 手続

(ア) 志願者

- a 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①の書類及び卒業証明書をイ(ア)の期間内に、②及び③の書類等をイ(イ)の期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出するものとする。
- ① 入学願書（様式第1号）
② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
③ 入学者選抜料（950円）

県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法（付表3-2（P156））により納付する。

- b 令和3年4月1日現在で満20歳以上の志願者のうち、一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を希望する者については、作文及び面接による受検願（様式第17号）を入学願書に添付すること。

- c 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

(a) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を令和2年12月1日（火）までに県教育委員会に提出し許可を得る。

(b) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和3年1月8日（金）までに県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(c) 「外国籍を有する者で、(1)アに定める出願資格の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、原則として入国後の在日期間が6年以内の者」で、国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、作文並びに面接による受検を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）及び海外在住状況説明書（様式第25号）を入学者選抜願に添付する。なお、一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

(d) (a)から(c)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学者選抜願に添付する。

d 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書（様式第18号）を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学者選抜願とともに、イ(イ)の期間内に志願先高等学校長に直接持参により提出するものとする。

e 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（オ（P57）を参照）

(イ) 出身中学校長

- a 出身中学校長は、次の①及び②の書類をイ(ア)の期間内に、③の書類等をイ(イ)の期間内に、志願先高等学校長にそれぞれ提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び③の書類の記載事項等に誤りのないこ

第2 定時制の課程 2 選抜(Ⅱ)

とを確認すること。

- ① 入学願書（様式第1号）
- ② 志願者名簿（様式第13号）

志願者のある高等学校の学科等ごとに2部提出する。

- ③ 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜料（950円）を納付していることを確認すること。

b 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、イ（ウ）の期間内に志願先高等学校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

- ① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）

様式第8号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

- ② 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第10号の作成方法等は、P111～P112による。

- ③ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第12号の作成方法等は、P115による。

c 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、イ（ウ）の期間内に志願先高等学校長に提出する。

d 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

（ウ）志願先高等学校長

a 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印する。

志願者名簿は、受付番号を記入し、提出を受けた2部のうちの1部を返却する。郵便により提出された場合、出身中学校長に郵便により送付する。

b 入学願書及び入学者選抜願を受理した志願先高等学校長は、受検票を交付する。

郵便により提出された場合、受検票は出身中学校長に郵便により送付する。

なお、入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

c 志願先高等学校長は、（ア）c（d）により提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを2月24日（水）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

エ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を各高等学校の玄関等への掲示及び学校ホームページへの掲載により行う。

（ア）各高等学校長は、2月18日（木）正午現在の志願者数を同日16時に公表する。

（イ）各高等学校長は、2月19日（金）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月22日（月）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月24日（水）正午の志願者数を同日16時にそれぞれ公表する。

オ 県外等からの出願

（ア）教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から④までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、県立高等学校に志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校に志願する場合は市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

- ① 県立高等学校学則第13条第4項の規定により県立高等学校を志願する者及び広島市立

第2 定時制の課程 2 選抜(Ⅱ)

高等学校の通学区域に関する規則第5条第1号の規定により広島市立高等学校を志願する者。

- ② 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。
- ③ （1）ア（オ）（P55）により出願する者。
- ④ その他②に準ずる者。

a 提出書類

別表第1（P95）による。

b 提出期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月8日（金）正午まで（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月7日（木）までに必着するよう提出すること。

c 県外等からの出願許可願の提出先

志願先	提出先	提出先住所
県立高等学校	広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部高校教育指導課	〒730-8514 広島市中区基町9-42
広島市立高等学校	広島市教育委員会 学校教育部指導第二課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21
広島県尾道南高等学校	尾道市教育委員会 学校教育部教育指導課	〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

d 結果の通知

出身中学校長に通知する。

e その他

bの提出期限後に、保護者の転勤等が生じたことによって教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、bの提出期限を2月17日（水）正午までとし、入学願書等の提出期限は2月24日（水）正午までとする。

なお、その後は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

（イ）教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和3年2月15日（月）現在単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

（ただし、1（3）エ（イ）（P53）により選抜（I）を受検し、入学許可内定者とならなかつた者が、選抜（I）の出願後も保護者の住所に変更がなく、選抜（I）と同一の高等学校に出願する場合は、選抜（II）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（I）で1（3）エ（イ）により受検している旨を志願先高等学校長に申し出る。郵便により提出する場合にあっては、出身中学校長は電話によりその旨を志願先高等学校長に申し出る。申し出を受けた志願先高等学校長は、選抜（I）の出願書類によって出願資格の有無について確認する。）

（ウ）県外等からの出願許可を受けて選抜（I）を受検し、入学許可内定者とならなかつた者及び併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を受検し、合格者とならなかつた者（合格者となつたが、入学を辞退した者を含む。）が、選抜（II）を受検する場合の県外等からの出願に係る取扱いは次のとおりとする。（ただし、選抜（I）、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜で県外等からの出願許可を受けた際の住所を変更する場合は、2月12日（金）

第2 定時制の課程 2 選抜(Ⅱ)

正午までに必要書類を当該教育委員会に提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならぬ。)

a 選抜(Ⅰ)と同一の高等学校に出願する場合

選抜(Ⅱ)の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜(Ⅰ)で県外等からの出願許可を受けている旨を志願先高等学校長に申し出る。郵便により提出する場合にあっては、出身中学校長は電話によりその旨を志願先高等学校長に申し出る。

申し出を受けた志願先高等学校長は、選抜(Ⅰ)の出願書類によって志願者が県外等からの出願許可を受けていることを確認する。

b 選抜(Ⅰ)、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜と異なる高等学校に出願する場合

県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付して、入学願書受付期間内に志願先高等学校長に提出する。

県外等からの出願許可書の写しを添付した入学願書の提出を受けた志願先高等学校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認する。

カ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（同一学科内の学科、午前部、午後部、夜間部を含む。）の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（同一学科内の学科、午前部、午後部、夜間部を含む。）に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。（オ）ア eにより県外から入学願書を提出する者が、2月18日（木）正午までに入学願書が提出できなかった場合は、志願変更はできない。）

中学校卒業後5年を超える者については、次の（イ）の手続は、出身中学校長を経由せずにを行うこととする。

（ア）期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

令和3年2月19日（金）から2月24日（水）正午まで

郵便による取下げ（高等学校からの返却）及び再提出はできない。

（イ）手続

a 志願者

（a）志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第19号）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

（b）再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（オ）ウ bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）の高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、ウ（ア）の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

（c）オ（イ）により選抜(Ⅰ)と同一の高等学校に入学願書を提出した後、選抜(Ⅰ)と異なる高等学校に志願を変更する場合には、出身中学校長意見書、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付し、ウ（ア）の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

（d）オ（ウ）aにより入学願書を提出した後、選抜(Ⅰ)と異なる高等学校に志願を変更する場合には、県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付し、ウ（ア）の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

（e）オ（ア）の県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ入学願書を提出した後、志

第2 定時制の課程 2 選抜(Ⅱ)

願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、2月19日（金）正午までに必要書類を当該教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

(f) 令和3年4月1日現在で満20歳以上の志願者のうち、一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を希望する者については、作文及び面接による受検願（様式第17号）を入学願書に添付すること。

b 出身中学校長

(a) 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、志願先高等学校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（オ（ウ）bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）を受け取り、志願変更をする者に返却する。

(b) 出身中学校長は、再提出された入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（オ（ウ）bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）をウ（イ）の手続に準じて、所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出する。

c 志願先高等学校長

(a) 志願先高等学校長は、出身中学校長等から提出された志願変更をする者の志願変更願が適正であることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、出身中学校長等に志願変更をする者の入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（オ（ウ）bにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を、中学校卒業後5年を超える者が出願している場合にあっては、卒業証明書を含む。）を返却する。

(b) 志願変更先高等学校長は、出身中学校長等から再提出された入学願書をウ（ウ）の手続に準じて処理する。

（3）選抜

ア 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、尾道市立高等学校の場合は「令和3年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 一般学力検査

(ア) 一般学力検査は、作文及び面接による受検願を提出した者を除く志願者に対して行う。

(イ) 一般学力検査は各教科50点満点とする。

(ウ) 実施期日、教科及び時間割等

3月8日（月）			3月9日（火）		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・注意			
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	理科
第2時限	10:40 11:30	社会	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学			

（注）第1日の集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

第2 定時制の課程 2 選抜(Ⅱ)

(エ) 「外国籍を有する者で、(1) アに定める出願資格の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、原則として入国後の在日期間が6年以内の者」で、国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、作文並びに面接による受検を希望する者については、次により社会及び理科の一般学力検査に代えて作文及び面接を実施する。

3月8日(月)			3月9日(火)		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・注意			
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	面接
第2時限	10:40 11:30	作文	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学			

(注) 1 集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

2 面接の時間は、各学校の事情により変更することがある。

(オ) 一般学力検査の受検場所は、入学者選抜願の提出先高等学校とする。

(カ) 一般学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

(キ) 作文及び面接による受検願を提出した志願者については、次により一般学力検査に代えて作文及び面接を実施する。

a 実施期日及び時間割等

3月8日(月)		
時限	時刻	検査等
	9:00 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 10:20	作文
第2時限	10:40～	面接

(注) 1 集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

2 面接の時間は、各学校の事情により変更することがある。

b 実施場所

志願先高等学校

ウ 面接

高等学校長が必要と認める場合は、面接を実施することができる。受検者全員に面接を実施する高等学校の学科については、付表1-1(P141)のとおりである。受検者全員に実施する面接の配点等及び評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

なお、中学校過年度卒業の志願者については、受検者全員に面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

エ 実技検査

高等学校長が必要と認める場合は、実技検査を実施することができる。実技検査を実施する高等学校の学科については、付表1-1(P141)のとおりである。実技検査の配点等及び評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

オ 合格者の決定

第2 定時制の課程 2 選抜(Ⅱ)

- (ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (イ) 一般学力検査を実施した者
- 高等学校長は、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して決定する。
 - 面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
 - 実技検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
 - 志願者から自己申告書（様式第18号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
- (ウ) 一般学力検査に代えて作文及び面接を実施した者
- 高等学校長は、作文、調査書及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。
 - 実技検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
 - 志願者から自己申告書（様式第18号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
- カ 合格者の発表
- 高等学校長は、合格者の発表を3月16日（火）に行う。
- キ 繰上げ合格の実施
- 高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定することができる。
- なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。
- ク やむを得ない事由による欠席者の取扱い
- 検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜（Ⅱ）を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。
- | 事由 | |
|-------------|--|
| 大規模災害による罹災等 | ○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。 |
| 疾病 | ○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。 |
- 上記の表にかかわらず、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、選抜（Ⅱ）を欠席した者を対象とした追検査（新型コロナウイルス感染症に係る追検査）については別に定める。
- (ア) 手続
- a 志願者
- 追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。
- ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。
- 追検査受検願（様式第20号）
 - 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書

第2 定時制の課程 2 選抜(Ⅱ)

類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

b 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和3年3月10日（水）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 追検査受検願（様式第20号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③ 追検査受検願提出者名簿（様式第21号）

出身中学校長は、下記cにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第22号）を追検査受検希望者に交付する。

c 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第22号）を出身中学校長に交付する。

(イ) 選抜

a 検査方法

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

b 実施期日

令和3年3月12日（金）

c 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

d 実施場所

志願先高等学校

(ウ) 合格者の決定

a 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

b 高等学校長は、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

c 追検査受検者から自己申告書（様式第18号）が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

d 合格者は選抜（Ⅱ）の定員に含めて決定する。

(エ) 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月16日（火）に行う。

(4) その他

選抜の結果、合格者とならなかつた者が、選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

3 選抜(Ⅲ) (二次募集)

(1) 実施校

選抜(Ⅰ)及び選抜(Ⅱ)の結果、入学を辞退した者を除く合格者数が入学定員(秋季入学のための選抜を実施する高等学校にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数。)に満たない高等学校の学科において実施する。

(2) 募集

ア 出願資格

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者が出願できる。

なお、選抜(Ⅰ)、選抜(Ⅱ)、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に出願していない場合においても、出願することができる。

また、選抜(Ⅱ)、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に合格した者は、その合格を辞退した上で出願することができる。

(ア) 中学校を卒業した者

(イ) 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者

(ウ) 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(エ) 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

(オ) 日本国において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

イ 定員

実施する高等学校の学科の定員は、入学定員(秋季入学のための選抜を実施する高等学校にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数。)から選抜(Ⅰ)及び選抜(Ⅱ)の合格者数(入学を辞退した者を除く。)を除いた人数とする。

(3) 出願

ア 方式

(ア) 通学区域は広島県一円である。

(イ) 志願者は、広島市立広島みらい創生高等学校を除く公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。また、特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

(ウ) (イ)にかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内(午前部、午後部、夜間部を含む。)の第3志望まで認めることができる。

イ 期間

令和3年3月19日(金)から3月22日(月)正午まで

なお、郵送による出願はできない。

ウ 手続

(ア) 志願者

a 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①から③までの書類等及び卒業証明書を、志願先高等学校長に直接提出するとともに、選抜(Ⅱ)の一般学力検査の結果を活用する高等学校の学科に出願する場合で、選抜(Ⅱ)

第2 定時制の課程 3 選抜(Ⅲ)

に出願したが、病気等により受検できなかった者については、その理由書も添付する。

- ① 入学願書（様式第1号）
- ② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
- ③ 入学者選抜料（950円）

県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法（付表3-2（P156））により納付する。

- b 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。
- c 選抜（Ⅲ）を志願するに当たって県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（エ（P66）を参照）

（イ）出身中学校長

- a 出身中学校長は、次の①から⑥までの書類等をイの期間内に志願先高等学校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、④及び⑤の書類は提出しなくてよい。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

- ① 入学願書（様式第1号）
- ② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
入学者選抜料（950円）を納付したことを確認すること。
- ③ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）

様式第8号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

- ④ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）
志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第10号の作成方法等は、P111～P112による。

- ⑤ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）
志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第12号の作成方法等は、P115による。

- ⑥ 選抜（Ⅲ）志願者名簿（様式第24号）

志願者がある高等学校の学科等ごとに2部提出する。

なお、選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果を活用する高等学校の学科に提出する選抜（Ⅲ）志願者名簿には、選抜（Ⅱ）に出願した場合、選抜（Ⅱ）に出願した高等学校名、課程、学科・コース名、受検番号を明記すること。また、その際、病気等により選抜（Ⅱ）を受検できなかった者については、その理由書を添付すること。

選抜（Ⅲ）で選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果を活用する学科については、付表1-1（P141）のとおりである。

- b 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

（ウ）志願先高等学校長

- a 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、受検票を交付する。

選抜（Ⅲ）志願者名簿は、受付番号を記入し、提出を受けた2部のうちの1部を返却する。

- b 志願先高等学校長は、（ア）bにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写

第2 定時制の課程 3 選抜(Ⅲ)

しを速やかに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

エ 県外等からの出願

(ア) 選抜(Ⅰ), 選抜(Ⅱ), 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜, 併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜において県外等からの出願許可を受けていた者

出願の際に、出願書類を持参した者を通して、志願先高等学校長に選抜(Ⅰ), 選抜(Ⅱ), 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜, 併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜において県外等からの出願許可を受けていたことを申し出なければならない。ただし、(2)ア(P64)に定める出願資格の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者で、保護者の住所が広島県内にある者については必要としない。

申し出を受けた志願先高等学校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認した後に、受検票を交付する。

(イ) 選抜(Ⅰ), 選抜(Ⅱ), 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜, 併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜のいずれの選抜においても県外等からの出願許可を受けていなかった者

2 (2)オ(ア)(P57)に準じて、入学願書提出前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。ただし、(2)ア(P64)に定める出願資格の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者で、保護者の住所が広島県内にある者については必要としない。

なお、この場合、書類の提出期限は令和3年3月18日(木)正午までとする。

(4) 選抜

ア 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、尾道市立高等学校の場合は「令和3年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 作文及び面接

(ア) 作文及び面接は、志願者全員に対して実施する。

(イ) 実施期日及び時間割等

3月23日(火)		
時限	時刻	検査等
	9:00 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 10:20	作文
第2時限	10:40～	面接

(注) 集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

(ウ) 実施場所

志願先高等学校

ウ 合格者の決定

(ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 高等学校長は、調査書、作文及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

第2 定時制の課程 3 選抜(Ⅲ)

なお、選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断する場合は、該当する高等学校長に対し、選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果資料（一般学力検査問題に替えて自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を含んだ結果資料及び自校作成問題）を求め、その資料を選抜の資料とする。

エ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月24日（水）に行う。

オ 他の都道府県からの就職者等で、特別の事情により選抜（Ⅲ）によりがたい者があるときは、高等学校長は別途措置することができる。

第3 通 信 制 の 課 程

第3 通信制の課程

1 実施校

通信制の課程を置く次の高等学校において実施する。

県立東高等学校

2 募集

(1) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 中学校を卒業した者

イ 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者

ウ 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

オ 日本国において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

(2) 入学定員

実施校の入学定員は、付表2（P154）のとおりである。

3 出願

(1) 方式

ア 志願者は、広島県立高等学校通信教育に関する規則(昭和32年広島県教育委員会規則第12号)第4条に定められた実施の区域に該当する場合に出願することができる。

イ 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、選抜（II）、選抜（III）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集及び二次募集との併願もできない。

ただし、選抜（I）、選抜（II）、選抜（III）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜、併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集及び二次募集で合格者とならなかった者（選抜（I）及び連携型中高一貫教育に関する選抜以外の選抜等における入学辞退者を含む。）が、通信制の課程のみに出願することは差し支えない。

(2) 期間

令和3年3月1日（月）から3月26日（金）正午まで

(3) 手続

ア 志願者

（ア）志願者は、次の①から④までの書類に必要事項を記入し、（2）の期間内に出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①から④の書類及び卒業証明書を志願先高等学校長に直接提出するものとする。

① 入学願書

② 受検票

③ 通信制の課程の選抜に係る志望理由書（様式第26号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

第3 通信制の課程

④ その他高等学校長が必要と認めた書類

なお、入学願書及び受検票は、実施校において用意する。

(イ) 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

(ウ) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書（様式第18号）を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学願書とともに、(2)の期間内に志願先高等学校長に直接提出するものとする。

イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、次の①から⑦までの書類を(2)の期間内に志願先高等学校長に提出する。

ただし、令和2年3月以前の卒業者については、⑤及び⑥の書類は提出しなくてよい。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りのないことを確認するとともに、③の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

① 入学願書

② 受検票

③ 通信制の課程の選抜に係る志望理由書（様式第26号）

④ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）

様式第7号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

⑤ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第9号の作成方法等は、P111～P112による。

⑥ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第11号の作成方法等は、P115による。

⑦ その他志願先高等学校長が志願者に提出を求めた書類等

(イ) 県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(ウ) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、(2)の期間内に志願先高等学校長に提出する。

ウ 志願先高等学校長

(ア) 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、受検票を交付する。

(イ) 志願先高等学校長は、ア(イ)により提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを速やかに県教育委員会に提出し協議すること。

4 選抜

(1) 方針

選抜は、「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

第3 通信制の課程

(2) 面接等

ア 志願者全員に対して面接を実施する。なお、高等学校長は、面接に加えて、学校の特色に応じ、独自の選抜方法を実施することができる。面接以外の実施項目については、付表1－1（P141）のとおりである。

イ 実施期日、集合及び開始の時刻並びに実施場所
実施校の校長が別に定める。

(3) 合格者の決定

ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

イ 高等学校長は、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して決定する。

(4) 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月末日までに行う。

5 その他

合格者は、入学の際に選考料を納付書又は現金により納付しなければならない。

第4 フレキシブル課程（定時制・通信制）

第4 フレキシブル課程（定時制・通信制）

1 実施校

フレキシブル課程（定時制・通信制）を置く次の高等学校において実施する。

広島市立広島みらい創生高等学校

2 選抜(I)（推薦入試）

(1) 募集

ア 出願資格（推薦基準）

選抜(I)に出願できる者は、次に該当する者とする。

(ア) 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。なお、高等学校長が別に定める推薦基準については、付表1-2（P149）のとおりである。

- a 当該学校、学科を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。
- b 当該学校、学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- c 学習成績が良好であること。
- d 高等学校長が定める推薦基準を満たすこと。

(イ) 高等学校長は、上記(ア)にかかわらず、既に中学校を卒業した者の出願を認めることができる。この場合、出身中学校長の推薦書（様式第5号）は、就職している事業所長等の推薦に代えることができる。

また、(ア)cの「学習成績」は、「勤務状況等」に読み替えることができるものとする。

イ 定員

市教育委員会が別に定める割合の範囲内で高等学校長が定める。

なお、高等学校長が定める選抜(I)の定員枠については、付表1-1（P141）のとおりである。

(2) 出願

第2の1 (3) (P51)による。

(3) 選抜

ア 方針

選抜は、「令和3年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 面接等

(ア) 志願者全員に対して面接を実施する。なお、高等学校長は、面接に加えて、学校の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。面接以外の実施項目については、付表1-1（P141）のとおりである。

(イ) 実施期日

令和3年2月3日（水）

(ウ) 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

(エ) 実施場所

志願先高等学校

ウ 合格者の決定

- (ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (イ) 高等学校長は、推薦書、志望理由書、調査書及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

エ 選抜結果の通知及び入学の確約

- (ア) 高等学校長は、選抜の結果について、2月8日（月）に、選考結果通知書（様式第14号）により出身中学校長に通知し、入学許可内定通知書（様式第15号）により出身中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。ただし、合格者の発表は、選抜（II）の合格者とともに、3月16日（火）に行う。

- (イ) 入学許可内定者は、入学確認書（様式第16号）を出身中学校長に提出し、出身中学校長は記載内容を確認の上、2月10日（水）正午までに、高等學校長に提出しなければならない。

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

- (ウ) 中学校卒業後5年を超える者については、(ア)及び(イ)の手続は出身中学校長を経由せずに行い、選考結果通知書による通知は行わない。

- (エ) 入学確認書を提出した者は、他の高等学校の学科・コースに出願してはならない。他の高等学校の学科・コースに出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

(4) その他

選抜の結果、入学許可内定者とならなかつた者が、選抜（II）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜（III）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

3 選抜（II）（一般入試）

(1) 募集

ア 出願資格

次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (ア) 中学校を卒業した者

- (イ) 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者

- (ウ) 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

- (エ) 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

- (オ) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

イ 定員

入学定員から選抜（I）に係る入学確認書を提出した者の数を除いた人数とする。

(2) 出願

第2の2（2）（P55）による。

(3) 選抜

ア 方針

選抜は、「令和3年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 一般学力検査

- (ア) 一般学力検査は、作文及び面接による受検願を提出した者を除く志願者に対して行う。

- (イ) 一般学力検査は各教科50点満点とする。

第4 フレキシブル課程(定時制・通信制)

(ウ) 実施期日、教科及び時間割等

3月8日（月）			3月9日（火）		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・注意			
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	理科
第2時限	10:40 11:30	社会	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学			

(注) 第1日の集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

(エ) 「外国籍を有する者で、(1) アに定める出願資格の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、原則として入国後の在日期間が6年以内の者」で、国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、作文並びに面接による受検を希望する者については、次により社会及び理科の一般学力検査に代えて作文及び面接を実施する。

3月8日（月）			3月9日（火）		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・注意			
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	面接
第2時限	10:40 11:30	作文	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学			

(注) 1 集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

(注) 2 面接の時間は、各学校の事情により変更することがある。

(オ) 一般学力検査の受検場所は、入学者選抜願の提出先高等学校とする。

(カ) 一般学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

(キ) 作文及び面接による受検願を提出した志願者については、次により一般学力検査に代えて作文及び面接を実施する。

a 実施期日及び時間割等

3月8日（月）		
時限	時刻	検査等
	9:00 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 10:20	作文
第2時限	10:40～	面接

(注) 1 集合時刻は、学校の事情により多少繰り上げることがある。

(注) 2 面接の時間は、学校の事情により変更することがある。

b 実施場所

志願先高等学校

ウ 面接

高等学校長が必要と認める場合は、面接を実施することができる。受検者全員に実施する面接の配点等及び評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

なお、中学校過年度卒業の志願者については、受検者全員に面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

エ 実技検査

高等学校長が必要と認める場合は、実技検査を実施することができる。実技検査の配点等及び評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

オ 作文

高等学校長が必要と認める場合は、作文を実施することができる。作文の配点等及び評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

カ 自校作成問題による学力検査

高等学校長が必要と認める場合は、市教育委員会と協議の上、一般学力検査問題に加えて又は替えて、学校の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

キ 合格者の決定

(ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 一般学力検査を実施した者

a 高等学校長は、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して決定する。

b 面接を実施した場合にあっては、高等學校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

c 実技検査を実施した場合にあっては、高等學校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

d 作文を実施した場合にあっては、高等學校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

e 一般学力検査問題に加えて自校作成問題による学力検査を実施した場合にあっては、高等學校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。また、一般学力検査問題に替えて自校作成問題による学力検査を実施した場合は、上記aによる。

f 志願者から自己申告書（様式第18号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(ウ) 一般学力検査に代えて作文及び面接を実施した者

a 高等学校長は、作文、調査書及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

b 実技検査を実施した場合にあっては、高等學校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

c 志願者から自己申告書（様式第18号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総

第4 フレキシブル課程(定時制・通信制)

合的に判断して決定する。

ク 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月16日（火）に行う。

ケ 繰上げ合格の実施

高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定することができる。

なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

コ やむを得ない事由による欠席者の取扱い

第2の2（3）ク（P62）による。

（4）その他

選抜の結果、合格者とならなかつた者が、選抜（III）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

4 選抜（III）（二次募集）

（1）実施

選抜（I）及び選抜（II）の結果、入学を辞退した者を除く合格者数が入学定員に満たない場合において実施する。

（2）募集

ア 出願資格

次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者が出願できる。

なお、選抜（I）、選抜（II）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に出願していない場合においても、出願することができる。

また、選抜（II）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に合格した者は、その合格を辞退した上で出願することができる。なお、特別支援学校高等部入学者選抜一次募集及び二次募集で合格者とならなかつた者が、出願することは差し支えない。

（ア）中学校を卒業した者

（イ）令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者

（ウ）施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

（エ）令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

（オ）日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

イ 定員

実施する高等学校の学科の定員は、入学定員から選抜（I）及び選抜（II）の合格者数（入学を辞退した者を除く。）を除いた人数とする。

（3）出願

ア 方式

（ア）通学区域は広島県一円である。

（イ）志願者は、選抜（III）を実施する他の高等学校を併願することができる。

第4 フレキシブル課程(定時制・通信制)

(ウ) 同一高等学校内で、学科・コースの第2志望まで認めることができる。

イ 期間

令和3年3月19日（金）から3月22日（月）正午まで

なお、郵送による出願はできない。

ウ 手続

(ア) 志願者

a 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①から③までの書類等及び卒業証明書を志願先高等学校長に直接持参により提出するものとする。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

③ 入学者選抜料（950円）

市教育委員会の定める方法（付表3-2（P156））により納付する。

b 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

c 選抜（Ⅲ）を志願するに当たって県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（エを参照）

(イ) 出身中学校長

a 出身中学校長は、次の①から⑥までの書類等をイの期間内に、志願先高等学校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、④及び⑤の書類は提出しなくてよい。

なお、志願者が選抜（Ⅲ）を実施する他の高等学校を併願する場合は、次の①及び③から⑥までの書類等をイの期間内に、②の書類を併願先の高等学校における合格者の発表から3月25日（木）正午までに志願先高等学校長に提出すること。

また、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜料（950円）を納付したことを確認すること。

③ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）

様式第8号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

④ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第10号の作成方法等は、P111～P112による。

⑤ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第12号の作成方法等は、P115による。

⑥ 選抜（Ⅲ）志願者名簿（様式第24号）

志願先高等学校に2部提出する。

第4 フレキシブル課程(定時制・通信制)

- b 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(ウ) 志願先高等学校長

- a 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、受検票を交付する。

選抜（III）志願者名簿は、受付番号を記入し、提出を受けた2部のうちの1部を返却する。

- b 志願先高等学校長は、（ア）bにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを速やかに市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

エ 県外等からの出願

- （ア）選抜（I）、選抜（II）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜において県外等からの出願許可を受けていた者

出願の際に、出願書類を持参した者を通して、志願先高等学校長に選抜（I）、選抜（II）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜において県外等からの出願許可を受けていたことを申し出なければならない。ただし、（2）ア（P77）に定める出願資格の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者で、保護者の住所が広島県内にある者については必要としない。

申し出を受けた志願先高等学校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認した後に、受検票を交付する。

- （イ）選抜（I）、選抜（II）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜のいずれの選抜においても県外等からの出願許可を受けていなかった者

第2の2（2）オ（ア）（P57）に準じて、入学願書提出前に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。ただし、（2）ア（P77）に定める出願資格の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者で、保護者の住所が広島県内にある者については必要としない。

なお、この場合、書類の提出期限は令和3年3月18日（木）正午までとする。

（4）選抜

ア 方針

選抜は、「令和3年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 作文及び面接

- （ア）作文及び面接は、志願者全員に対して実施する。

(イ) 実施期日及び時間割等

3月26日(金)		
時限	時刻	検査等
	9:00 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 10:20	作文
第2時限	10:40～	面接

(注) 集合時刻は、学校の事情により多少繰り上げることがある。

(ウ) 実施場所

志願先高等学校

ウ 合格者の決定

(ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 高等学校長は、調査書、作文及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

エ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を3月29日(月)に行う。

オ 他の都道府県からの就職者等で、特別の事情により選抜(Ⅲ)によりがたい者があるときは、高等学校長は別途措置することができる。

第5 併設型高等学校入学者選抜

第5 併設型高等学校入学者選抜

1 実施校

県立広島高等学校及び福山市立福山高等学校において実施する。

2 募集

(1) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 中学校を卒業した者

イ 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者

ウ 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

オ 日本国において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

(2) 定員

実施校の定員は、入学定員から6(2)アに定める入学予定者の数を除いた人数とする。

3 出願

(1) 方式

ア 志願者は、県立高等学校学則又は市通学区域規則により就学することができるものと定められた高等学校に出願することができる。就学することができるものと定められた高等学校の通学区域は次のとおりである。

区分	通 学 区 域
県立広島高等学校	広島県一円
福山市立福山高等学校	福山市立高等学校の通学区域に関する規則別表(P165)

イ 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、選抜(I)、連携型中高一貫教育に関する選抜及び併設型高等学校の帰国情生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜との併願もできない。

(2) 期間

令和3年1月20日(水)から1月25日(月)正午まで

出身中学校長が郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、1月22日(金)までに必着するよう提出すること。また、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに提出先の高等学校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、次の①、②及び④の書類に必要事項を記入し、①から④までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①から④までの書類等及び卒業証明書を、志願先高等学校長に直接持参により提出するものとする。

- ① 入学願書(様式第1号)
- ② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)
- ③ 入学者選抜料(2,200円)

県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法（付表3-3（P157））により納付する。

④ 志望理由書

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

(イ) 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を令和2年11月13日（金）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

b 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和2年12月11日（金）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

c a及びb以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付する。

(ウ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（(4)（P83）を参照）

イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、次の①から⑧までの書類等を（2）の期間内に志願先高等学校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、⑤及び⑥の書類は提出しなくてよい。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、③の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜料（2,200円）を納付していることを確認すること。

③ 志望理由書

④ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）

様式第7号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

⑤ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第9号の作成方法等は、P111～P112による。

⑥ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第11号の作成方法等は、P115による。

⑦ 志願者名簿（様式第13号）

志願先高等学校に2部提出する。なお、作成に当たり、様式第13号下部の〔注意〕を確認すること。

⑧ その他高等学校長が必要と認めた書類

第5 併設型高等学校入学者選抜

(イ) 県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

ウ 志願先高等学校長

(ア) 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿（1部）を返却する。

なお、郵便により提出された場合、受検票及び志願者名簿（1部）は出身中学校長に郵便により送付する。

(イ) 志願先高等学校長は、ア(イ)cにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを1月25日（月）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

(4) 県外等からの出願

ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から④までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、県立高等学校に志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校に志願する場合は市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

ただし、福山市立高等学校の通学区域に関する規則附則第3項の規定による調整措置によって通学区域外から出願する者は、この手続を必要としない。

① 県立高等学校学則第13条第4項及び福山市立高等学校の通学区域に関する規則第4条によって高等学校を志願しようとする者。

② 出願時において、保護者の住所が広島県外（ただし、市立高等学校を志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域外。）にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内（ただし、市立高等学校を志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域内。）に保護者が居住する予定の者。

③ 2(1)オ(P81)により出願する者。

④ その他②に準ずる者。

a 提出書類

別表第1(P95)による。

b 提出期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月8日（金）正午まで（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月7日（木）までに必着するよう提出すること。

c 県外等からの出願許可願の提出先

志願先	提出先	提出先住所
県立広島高等学校	広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部高校教育指導課	〒730-8514 広島市中区基町9-42
福山市立福山高等学校	福山市教育委員会 学校教育部学びづくり課	〒720-8501 福山市東桜町3-5

d 結果の通知

出身中学校長に通知する。

第5 併設型高等学校入学者選抜

イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和3年1月20日（水）現在単身赴任などで志願先高等学校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

4 選抜

（1）方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和3年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針」に、福山市立高等学校の場合は「令和3年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

（2）学力検査等

ア 自校作成問題による学力検査

（ア）自校作成問題による学力検査は、志願者全員に対して行う。

（イ）自校作成問題による学力検査の実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。

（ウ）実施校における自校作成問題による学力検査の実施時間は、次のとおりである。

実施校	自校作成問題による学力検査の実施時間
県立広島高等学校	国語50分、数学60分、外国語（英語）50分
福山市立福山高等学校	各教科50分

（エ）実施校における自校作成問題による学力検査の各教科の満点等は、付表1-1（P141）のとおりである。

イ 面接

中学校過年度卒業の志願者については面接を実施する。

ウ 実施期日

令和3年2月3日（水）

エ 学力検査等の時間割等

実施校の校長が別に定める。

オ 実施場所

志願先高等学校

（3）合格者の決定

ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

イ 校長は、自校作成問題による学力検査、志望理由書及び調査書を総合的に判断して決定する。

面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

（4）合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を2月8日（月）に行う。

（5）繰上げ合格の実施

高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定することができる。

なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

（6）やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず併設型高等学校入学者選抜を欠席した者

第5 併設型高等学校入学者選抜

のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

事由	
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

なお、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書により確認する。

ア 手続

(ア) 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

① 追検査受検願（様式第20号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

(イ) 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和3年2月3日（水）16時までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 追検査受検願（様式第20号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③ 追検査受検願提出者名簿（様式第21号）

出身中学校長は、下記（ウ）により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第22号）を追検査受検希望者に交付する。

(ウ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第22号）を出身中学校長に交付する。

イ 選抜等

(ア) 検査方法

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(イ) 実施期日

令和3年2月4日（木）

(ウ) 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

第5 併設型高等学校入学者選抜

(エ) 実施場所

志願先高等学校

ウ 合格者の決定

- (ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (イ) 高等学校長は、調査書、志望理由書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。
- (ウ) 合格者は併設型高等学校入学者選抜の定員に含めて決定する。

エ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を令和3年2月8日（月）に行う。

(7) その他

選抜の結果、合格者とならなかつた者（入学辞退者を含む。）が、選抜（II）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校入学者選抜を除く）又は選抜（III）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

5 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜は、次の項目については、第1の4の各項目によるものとし、その他の項目については、第5のとおりとする。

- ・募 集：第1の4（1）（P39）。
- ・出願手続：第1の4（2）ウ（P40～P41）。ただし、第1の4（2）ウ（イ）b（P41）に示す①から③までの書類は、次の様式によるものとする。

- ① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）
- ② 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）
- ③ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）

なお、志願者は、志望理由書を併せて提出すること。また、特別措置を希望する者については、第5の3（3）ア（イ）及びウ（イ）によるものとする。

ただし、第1の4（1）ア（イ）（P39）の出願資格により受検する者の自校作成問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

なお、志願者全員に対して面接を実施し、これらの結果は、合格者の決定のための資料に加える。

6 広島県公立併設型中学校から当該併設型高等学校への入学等の扱い

(1) 入学意思確認書の提出

併設型中学校の第3学年の生徒は、当該併設型高等学校への入学希望の有無に係る入学意思確認書（様式は当該併設型高等学校長が定める。）を併設型中学校長を経由して、令和2年12月18日（金）までに当該併設型高等学校長に提出すること。

(2) 入学者選抜における扱い

ア 当該併設型高等学校への入学を希望する旨の入学意思確認書を提出した者（「入学予定者」という。）

当該併設型高等学校への入学に当たって、入学者の選抜を行わない。

イ 当該併設型高等学校への入学を辞退する旨の入学意思確認書を提出した者

当該併設型高等学校以外の公立高等学校の入学者選抜に出願することができる。

なお、当該併設型高等学校以外の公立高等学校への出願に当たって、併設型中学校長は、当該志願者が提出した当該併設型高等学校への入学を辞退する旨の入学意思確認書の写しを入学願書に添付すること。

第6　秋季入学のための選抜

第6 秋季入学のための選抜

1 定時制の課程

(1) 実施校

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う高等学校のうち、高等学校長が必要と認めた学校、学科において実施する。実施校、学科については、付表1-1（P141）のとおりである。

(2) 募集

ア 出願資格

次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者が出願できる。

（ア）中学校を卒業した者

（イ）施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

（ウ）日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を修了した外国人で満15歳以上の者

イ 定員

付表1-1（P141）のとおりである。

(3) 出願

ア 方式

（ア）通学区域は広島県一円である。

（イ）志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。

（ウ）（イ）にかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内（午前部、午後部、夜間部を含む。）の第3志望まで認めることができる。

イ 期間

令和3年9月1日（水）から9月6日（月）正午まで

ウ 手続

（ア）志願者

a 志願者は、次の①、②、④及び⑤の書類に必要事項を記入し、①から⑤までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①から⑤までの書類等及び卒業証明書を、志願先高等学校長に直接提出するものとする。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

③ 入学者選抜料（950円）

県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法（付表3-2（P156））により納付する。

④ 秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第27号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

⑤ その他高等学校長が必要と認めた書類等

b 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

c 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（エ（P88）

参照)

(イ) 出身中学校長

a 出身中学校長は、次の①から⑧までの書類等をイの期間内に志願先高等学校長に提出する。

ただし、令和2年3月以前の卒業者については、⑤及び⑥の書類は提出しなくてよい。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、③の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜料（950円）を納入していることを確認すること。

③ 秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第27号）

④ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）

様式第8号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

⑤ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第10号の作成方法等は、P111～P112による。

⑥ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第12号の作成方法等は、P115による。

⑦ 志願者名簿（様式第13号）

志願者がある高等学校の学科等ごとに2部提出する。

⑧ その他志願先高等学校長が志願者に提出を求めた書類等

b 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(ウ) 志願先高等学校長

a 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿（1部）を返却する。

b 志願先高等学校長は、(ア) bにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを9月6日（月）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議すること。

エ 県外等からの出願

(ア) 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から④までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、県教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

① 県立高等学校学則第13条第4項の規定により県立高等学校を志願する者及び広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条第1号の規定により広島市立高等学校を志願する者。

② 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。

③ (2) ア (ウ) (P87) により出願する者。

④ その他②に準ずる者。

第6 秋季入学のための選抜

- a 提出書類
別表第1（P95）による。

- b 提出期間
令和3年8月19日（木）から8月25日（水）正午まで

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、8月24日（火）までに必着するよう提出すること。

- c 県外等からの出願許可願の提出先

志願先	提出先	提出先住所
県立高等学校	広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部高校教育指導課	〒730-8514 広島市中区基町9-42
広島市立高等学校	広島市教育委員会 学校教育部指導第二課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21

- d 結果の通知
出身中学校長に通知する。

- (イ) 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和3年9月1日（水）現在単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

（4）選抜

ア 方針

選抜は、「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 面接等

（ア）志願者全員に対して、面接を実施する。なお、高等学校長は、面接に加えて、学校独自の選抜方法を実施することができる。面接以外の実施項目については別に公表する。

（イ）実施期日

令和3年9月13日（月）

（ウ）集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

（エ）実施場所

志願先高等学校

ウ 合格者の決定

（ア）高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
（イ）高等学校長は、出願書類及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

エ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を、9月15日（水）に行う。

2 通信制の課程

(1) 実施校

通信制の課程を置く次の高等学校において実施する。

県立東高等学校

(2) 募集

ア 出願資格

次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者が出願できる。

（ア）中学校を卒業した者

（イ）施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

（ウ）日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を修了した外国人で満15歳以上の者

イ 定員

付表1-1（P141）のとおりである。

(3) 出願

ア 方式

（ア）志願者は、広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和32年広島県教育委員会規則第12号）第4条各号のいずれかに該当する場合に出願することができる。

（イ）志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。

イ 期間

令和3年9月1日（水）から9月6日（月）正午まで

ウ 手続

（ア）志願者

a 志願者は、次の①から④までの書類に必要事項を記入し、イの期間内に出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①から④までの書類及び卒業証明書を志願先高等学校長に直接提出するものとする。

① 入学願書

② 受検票

③ 秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第27号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

④ その他高等学校長が必要と認めた書類

なお、入学願書及び受検票は、実施校において用意する。

b 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

c 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書（様式第18号）を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学願書とともに、イの期間内に志願先高等学校長に直接提出するものとする。

（イ）出身中学校長

a 出身中学校長は、次の①から⑦までの書類をイの期間内に志願先高等学校長に提出する。

ただし、令和2年3月以前の卒業者については、⑤及び⑥の書類は提出しなくてよい。

第6 秋季入学のための選抜

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りのないことを確認するとともに、③の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

- ① 入学願書
- ② 受検票
- ③ 秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第27号）
- ④ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）

様式第7号の作成方法等は、P105～P108による。なお、作成に当たって、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

- ⑤ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第9号の作成方法等は、P111～P112による。

- ⑥ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）

志願先高等学校に1部提出する。なお、様式第11号の作成方法等は、P115による。

- ⑦ その他志願先高等学校長が志願者に提出を求めた書類等

- b 県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。
- c 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、イの期間内に志願先高等学校長に提出する。

（ウ）志願先高等学校長

- a 志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、受検票を交付する。
- b 志願先高等学校長は、（ア）bにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを9月6日（月）までに県教育委員会に提出し協議すること。

（4）選抜

ア 方針

選抜は、「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 面接等

- （ア）志願者全員に対して、面接を実施する。なお、高等学校長は、面接に加えて、学校独自の選抜方法を実施することができる。面接以外の実施項目については別に公表する。

（イ）実施期日

令和3年9月13日（月）

（ウ）集合及び開始の時刻並びに実施場所

実施校の校長が別に定める。

ウ 合格者の決定

- （ア）高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- （イ）高等学校長は、出願書類及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

エ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を9月15日（水）に行う。

オ その他

合格者は、入学の際に選考料を納付書又は現金により納付しなければならない。

3 フレキシブル課程（定時制・通信制）

(1) 実施校

フレキシブル課程（定時制・通信制）を置く次の高等学校において実施する。

広島市立広島みらい創生高等学校

(2) 募集

ア 出願資格

次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者が出願できる。

（ア）中学校を卒業した者

（イ）施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

（ウ）日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を修了した外国人で満15歳以上の者

イ 定員

付表1-1（P141）のとおりである。

(3) 出願

第6の1(3)による。ただし、第6の1(3)ウ(イ)a(P88)に示す④から⑥までの書類は、次の様式によるものとする。

④ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）

⑤ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）

⑥ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）

(4) 選抜

ア 方針

選抜は、「令和3年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

イ 面接等

（ア）志願者全員に対して、面接を実施する。なお、高等学校長は、面接に加えて、学校独自の選抜方法を実施することができる。面接以外の実施項目については別に公表する。

（イ）実施期日

令和3年9月13日（月）

（ウ）集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

（エ）実施場所

志願先高等学校

ウ 合格者の決定

（ア）高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

（イ）高等学校長は、出願書類及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

エ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を9月15日（水）に行う。

第7 そ の 他

第7 その他

1 入学者選抜の結果に係る簡易開示

(1) 選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

ア 開示対象

選抜（II）における学力検査（一般学力検査及び自校作成問題による学力検査。以下同じ。）の結果及び調査書の評定

イ 開示内容

（ア）一般学力検査における各教科の得点及び合計、自校作成問題による学力検査を実施した高等学校にあっては加えてその得点

（イ）調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

ウ 開示請求対象者

選抜（II）の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

エ 本人等であることの確認

別表第2（P96）に示す書類の提示により確認する。

オ 開示期間

令和3年3月24日（水）から4月23日（金）までとする。（ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。）

受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし、各高等学校の昼休憩時間を除く。）

カ 開示場所

選抜（II）を受検した高等学校

キ 開示手続

（ア）請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、選抜（II）を受検した高等学校において口頭で開示の請求をする。

（イ）高等学校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

(2) 併設型高等学校入学者選抜の結果に係る簡易開示

併設型高等学校入学者選抜の結果に係る簡易開示は、次に定めるところにより行う。

ア 開示対象

学力検査の結果

イ 開示内容

学力検査における各教科の得点及び合計

ウ 開示請求対象者

入学者選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

エ 本人等であることの確認

別表第2（P96）に示す書類の提示により確認する。

オ 開示期間

令和3年2月15日（月）から3月15日（月）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、祝日及び学校が定める振替休日等を除く。）

第7 その他

受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし、各高等学校の昼休憩時間を除く。）

カ 開示場所

入学者選抜を受検した高等学校

キ 開示手続

(ア) 請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、入学者選抜を受検した高等学校において口頭で開示の請求をする。

(イ) 高等学校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

2 その他

(1) 各高等学校の入学者選抜要項は、各学校で用意する。

(2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

(3) 様式中の生年月日に係る部分は、外国人の場合にあっては、「昭和・平成 年 月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとする。

なお、全ての様式は必要に応じてコピーして使用することができる。全ての様式について用紙の大きさは日本産業規格A列4である。

(4) 志願者が成年の場合、様式中「保護者」とあるのは保証人を指す。このとき、保証人に加えて志願者も押印すること。

(5) 市立高等学校を志願する者が諸様式を使用する場合、宛先が「広島県教育委員会教育長」とあるものは、提出先の市教育委員会教育長に訂正する。

(6) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、広島県教育委員会教育長、広島市教育長、呉市教育委員会教育長、尾道市教育長及び福山市教育委員会教育長が別に定める。

別 表 及 び 諸 様 式

別表第1

県外等からの出願に係る提出書類

主な出願理由 必要書類	転居	海外居住者		特定校に出願	普通科体育コースに広島市立沼田高等学校に出願	その他の
		保護者同伴帰国	本人のみ帰国			
県外等からの出願許可願（様式第28号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
県外等から特定校への出願許可願及び確約書（様式第28-2号）				<input type="radio"/>		
県外等からの出願許可願及び確約書（広島市立沼田高等学校普通科体育コースへの出願）（様式第28-4号）					<input type="radio"/>	
居住確約書（様式第29号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
保護者及び志願者の住民票記載事項証明書	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
承諾書（様式第30号）及び承諾者の住民票記載事項証明書			<input type="radio"/>			
在留証明書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
出身中学校長意見書（様式第31号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				

(注) 状況によっては、上記以外の証明書類等を求める場合がある。

簡易開示において本人等であることを確認する書類

請求者	区分	必要書類
受検者本人	<p>請求者が受検者本人であることを確認する書類</p> <p>※ 写真のない書類にあっては複数の書類の提示により確認すること。</p>	<input type="radio"/> 選抜(Ⅱ)又は併設型高等学校入学者選抜の受検票 <input type="radio"/> 出身中学校の生徒証明証 <input type="radio"/> 入学した高等学校の生徒証明証 <input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> 旅券 <input type="radio"/> 個人番号カード(マイナンバーカード) <input type="radio"/> 健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 <input type="radio"/> 官公署の発行する身分証明書 <input type="radio"/> その他下欄に掲げる書類 等
受検者の法定代理人(親権者等)	<p>ア 請求者が法定代理人本人であることを確認する書類</p> <p>※ 写真のない書類にあっては複数の書類の提示により確認すること。</p>	<input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> 旅券 <input type="radio"/> 個人番号カード(マイナンバーカード) <input type="radio"/> 健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 <input type="radio"/> 共済組合員証 <input type="radio"/> 国民年金手帳 <input type="radio"/> 厚生年金手帳 <input type="radio"/> 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 <input type="radio"/> 共済年金又は恩給等の証書 <input type="radio"/> 船員手帳 <input type="radio"/> 海技免状 <input type="radio"/> 猟銃・空気銃所持許可証 <input type="radio"/> 戰傷病者手帳 <input type="radio"/> 宅地建物取引士証 <input type="radio"/> 電気工事士免状 <input type="radio"/> 無線従事者免許証 <input type="radio"/> 毒物劇物販売業登録票 <input type="radio"/> 官公署の発行する身分証明書 <input type="radio"/> 印鑑登録証明書(印鑑登録手帳) <input type="radio"/> 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類 <input type="radio"/> 外国政府が発行する外国旅券 等
	<p>イ 受検者が未成年人又は成年被後見人であることを確認する書類</p>	<input type="radio"/> 戸籍謄本・抄本(発行後1か月以内のもの) <input type="radio"/> 住民票の写し(発行後1か月以内のもの) <input type="radio"/> 家庭裁判所の証明書(発行後1か月以内のもの) 等
	<p>ウ 請求者が法定代理人であることを確認する書類</p>	

(注) 受検者の法定代理人の場合、区分におけるア、イ及びウの全てに係る書類が必要である。

入 学 願 書

I II III 帰 連 併 秋

令和 年 月 日

高等学校長様
(分校) 志願者

保護者

印

次のとおり第1学年への入学を志願します。
なお、入学者選抜願は、別途提出します。

志願者	ふりがな 氏名			昭和 平成	年 月 日生
	現住所	(〒 - - -)			
保護者	ふりがな 氏名			志願者 との続柄	
	現住所	(〒 - - -)			
志願者 学歴	学 校 名			年 月	卒業・その他
	中学校第3学年			昭和 平成 令和	年 月
					卒業 卒業(修了)見込
志願課程	志・ 願 科 学 科	第1志望	第2志望	第3志望	
全日制 定時制 フレキシブル		科 コース	科 コース	科 コース	
選抜(II) 出願高等学校	高等学校名	課程	学科・コース	受検番号	
	(分校)	全日制 定時制 フレキシブル	科 コース		

(志願者が成年の場合の作成上の注意)

- 1 様式中「保護者」とあるのは保証人を指します。
- 2 保証人に加えて志願者も押印してください。

※受付印	※志願変更先受付印
※受付番号	※志願変更先受付番号

〔注意〕 1 ※印の欄は記入しない。

2 調整措置により出願する者は、下の枠内を赤色で塗りつぶす。

※受検番号



[様式第1号の作成方法等]

様式第1号は原則として次のとおり記入する。これによりがたい場合は、教育委員会に問合せること。

1 使用様式

県教育委員会が作成した令和3年度用（用紙の右上に③とある）の様式第1号を使用すること。

2 選抜（I）、選抜（II）、選抜（III）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び秋季入学のための選抜による志願をする場合は、それぞれ I II III 帰 連 併 秋 を赤色で囲む。

併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に志願する場合は、帰及び併の両方を赤色で囲む。

3 「保護者」は、次のとおり。

- 未成年の者については、その親権者又は未成年後見人

- 成年の者については、その保証人

未成年後見人が法人である場合もある。また、保証人は独立の生計を営む成年の者であること。

4 保護者の署名欄以外は志願者本人が記入することを原則とする。

5 氏名は住民票に基づいて記入する。

6 様式中の生年月日に係る部分は、外国人の場合は「昭和・平成 年 月 日生」とあるのは、「年 月 日生」と読み替えるものとする。

7 必要な文字を○で囲む。

8 現住所は、都道府県名から原則として住民票に基づいて記入する。保護者の現住所が志願者と同じである場合は、「志願者に同じ」としてよい。

9 「志願者学歴」欄について

中学校卒業後の学歴がある場合は、その入学、卒業、退学等について全て記入する。欄が不足する場合は、「中学校第3学年」の下にある欄を横線で二分割する、あるいは「裏面記入」として、入学願書の裏面に「学校名」、「年 月」及び「卒業・その他」の項目を記入した上で、中学校卒業後の学歴を記入する。

10 学科名は、専門教育を主とする学科については、付表2（P150～P154）に示す学科名を記入する。

11 「志願学科・コース」の「第2志望」及び「第3志望」の欄については、複数の学科・コースを有しない高等学校に志願する場合、複数の学科・コースを有するが第2志望及び第3志望を認めていない高等学校に志願する場合、第2志望及び第3志望を認めているが志願者が志望しない場合は空欄とする。

12 「選抜（II）出願高等学校」の欄は、選抜（III）に志願する者で、選抜（II）の一般学力検査の結果を活用する高等学校の学科・コースに提出する場合に記入する。

なお、定時制の課程への出願において、選抜（II）に出願していない場合は、「高等学校名」欄に「出願無」と記入すること。

13 選抜（II）及び帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜において志願変更する場合は、

変更すべき箇所に取り消し線（赤）を1本あるいは2本引き、朱書訂正する。訂正印は必要ない。

14 誤りを訂正する場合は、取り消し線（黒）を1本あるいは2本引き、線上に保護者印を押印する。

15 中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長による確認は不要とする。

03

03

入学者選抜願	
受付番号	※受検番号
<p>私は、公立高等学校入学のため入学者選抜を受けたいので、次のとおり願い出ます。</p> <p>出身中学校</p> <p>氏名</p>	
<p>中学校</p> <p>昭和 年月日 生</p> <p>高学校長様</p>	
<p>(注意)</p> <p>1 宛先は、入学者選抜実施校の高等学校長とするところ。 2 ※印の欄には、記入しないこと。 3 必要な文字を○で囲むこと。</p>	
<p>入学者選抜料領収控を貼ること。</p>	

- (注意) 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 2 必要な文字を○で囲むこと。
- (注意) 検査当日に携行して机上に置く。

- (注意) 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 2 必要な文字を○で囲むこと。

入学者選抜に関する特別措置願

令和 年 月 日

高等学校長様

出身中学校名 _____ 中学校

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

次のとおり、特別措置をしてください。

1 措置の内容

2 理由

3 志願課程等

志願課程	本・分校	学科・コース

上記のこととは、適当と認められます。また、中学校においては次のような配慮をしています。



令和 年 月 日

_____ 中学校長氏名 _____ 印

- [注意] 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 2 「措置の内容」及び「理由」は具体的に記入すること。
 3 点字検査用紙を必要とする者が、この様式を使用する場合は、「宛先」を広島県教育委員会教育長に訂正し、「志願課程」欄に志願先高等学校名も記入すること。
 4 発達障害を理由とする者が、この様式を使用する場合は、必要に応じて「宛先」を志願する高等学校を所管する教育委員会教育長に訂正し、「志願課程」欄に志願先高等学校名も記入すること。また、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を添付して提出すること。
 5 中学校における配慮事項は、定期考査等を実施する際の配慮を含めて記入すること。
 6 中学校卒業後5年を超える者については、中学校長による記入は不要とする。

受付番号	※	高 等 学 校 受 付 印
受検番号	※	※

推 薦 書

令和 年 月 日

高等学校長様

中学校長氏名 _____ 印

次の者は、貴校 _____ 科 _____ コースへの入学が適當と認められますので推薦します。

昭和
平成 年 月 日 卒業見込・卒業 (必要な文字を○で囲む。)
令和 (修了見込)

氏名 _____ 昭和 年 月 日生 平成

推薦理由

志望の動機、理由	
適性、興味・関心 学習意欲	
人物所見	

志望理由書

令和 年 月 日

高等学校長様

出身中学校名 _____ 中学校

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

次の理由により、貴校 _____ 科 _____ コースへの入学を志願します。

【志願者本人記入欄】

志望の動機、理由	_____

〔注意〕 代筆により記入を必要とする志願者については、「志望の動機、理由」欄を代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記しておくこと。

様式第7号

調査書

選抜（I），通信制の課程の選抜，連携型選抜，併設型選抜，併設型帰国及び外国人選抜，秋季選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定期制・通信制））用

令和 年 月 日

高等学校長様

課程			本・分校	校	中学校長 氏名 _____ 印 記載責任者氏名 _____ 印													
学科等	科 コース					令和 年度 第3学年 組					番号	氏名	性別					
学習の記録	必修教科	教科名		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	特別活動の記録（学級活動・生徒会活動・学校行事）					
		観点別	(1)															
			(2)															
			(3)															
			(4)															
			(5)															
		評定	1年															
			2年															
			3年															
			計															
合計																		
選択教科	教科名												スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録					
	評定	1年																
		2年																
		3年																
行動の記録	基本	健康	自主	責任	創意	思い	生命	勤労	公平	公共								
欠席	学年	1年	2年	3年	計	主な理由												
	日数																	
総合的な学習の時間の記録																		
															備考			

様式第8号

選抜（II），選抜（III），帰国及び外国人
選抜，秋季選抜（定時制の課程）用

調査書

令和 年 月 日

高等学校長様

課程				本・分校	校	中学校長 氏名 _____ 印 記載責任者氏名 _____ 印												
学科等	科 コース					令和 年度 第3学年 組					番号		氏名		性別			
学習の記録	必修教科	教科名		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	特別活動の記録（学級活動・生徒会活動・学校行事）					
		観点別	(1)															
			(2)															
			(3)															
			(4)															
			(5)															
		評定	1年															
			2年															
			3年															
			計															
合計																		
選択教科	教科名												スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録					
	評定	1年																
		2年																
		3年																
行動の記録	基本	健康	自主	責任	創意	思い	生命	勤労	公平	公共								
欠席	学年	1年	2年	3年	計	主な理由												
	日数																	
総合的な学習の時間の記録																		
備考																		

[様式第7号及び様式第8号の作成方法等]

1 使用様式

各選抜において、使用する様式は下表のとおりである。

なお、中学校に就学すべき期間の全部において外国の学校（施行規則第95条第2号に規定する在外教育施設を除く。以下同じ。）及び日本国内における外国人学校に在籍する志願者は、調査書に替え、外国の学校又は日本国内における外国人学校における成績証明書を提出する。

様式番号	使用する選抜
様式第7号	選抜（I），通信制の課程の選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜、併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、秋季入学に関する選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定時制・通信制））
様式第8号	選抜（II），選抜（III），帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、秋季入学に関する選抜（定時制の課程のみ）

2 作成基準日

(1) 選抜（I），連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

第3学年の2学期末現在で記入する。ただし、2学期制の中学校にあっては第3学年の12月末現在で記入する。

(2) 選抜（II），選抜（III），通信制の課程の選抜及び帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

第3学年の2月8日（月）現在で記入する。

(3) 秋季入学のための選抜

第3学年終了時で記入する。

(4) (1) 及び (2) にかかわらず、過年度卒業者については、第3学年終了時で記入する。

3 課程欄、本・分校欄及び学科等欄

課程欄には全日制、定時制、通信制又はフレキシブルの別を、本・分校欄には本校・分校の別を、学科等欄には志願学科・コース名をそれぞれ記入する。

4 番号欄

各学級の出席簿どおりの名列番号を記入する。ただし、同一学級内で男女がそれぞれ1番から始まる番号となっている場合は、通し番号にする。

なお、各生徒の番号は、全ての選抜において同一のものであること。

5 学習の記録欄

(1) 必修教科の「観点別」

「観点別」は指導要録における「観点別学習状況」の略記であり、①から⑤までは、表（P108）に示している各教科の観点を表す。「観点別」には、第1学年から第3学年までの各学年における状況を総合的に評価し、「十分満足できると判断されるもの」について、○印を記入する。

(2) 必修教科の「評定」

ア 出願する選抜に応じて、(ア) 又は(イ)により記入する。

(ア) 選抜（I），通信制の課程の選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜、併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及び秋季入学に関する選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定時制・通信制））の場合（様式第7号）

5段階評定で記入する。なお、第1学年及び第2学年（過年度の卒業者については第3学年を含む。）については、指導要録の学習の記録の必修教科の評定をそのまま記入する。

「計」には、教科ごとに、第1学年から第3学年までの各学年における評定の合計点を記入し、「合計」には、各教科の「計」の合計点を記入する。

なお、県立広島高等学校及び福山市立福山高等学校においては、社会及び理科の評点を各高等学校においてそれぞれ2倍して選抜の資料とする。

(イ) 選抜（II）、選抜（III）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及び秋季入学に関する選抜（定時制の課程）の場合（様式第8号）

国語、社会、数学、理科及び外国語については5段階評定で、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については5段階評定による評点を2倍して記入する。なお、第1学年及び第2学年（過年度の卒業者については第3学年を含む。）については、指導要録の学習の記録の必修教科の評定をそのまま用いるものとする。（国語、社会、数学、理科及び外国語についてはそのまま記入し、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については2倍して記入する。）

「計」には、教科ごとに、第1学年から第3学年までの評点の合計点を記入する。

「合計」には、各教科の「計」の合計点に195分の130を乗じた数値を記入する。記入に当たっては、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入する。

イ アにかかわらず、中学校の中途において外国の学校から編入学したことにより、指導要録に5段階評定が記載されていない学年がある場合、調査書における当該学年の欄は空欄とし、「計」及び「合計」においては、空欄を0とみなして計算した数値を記入する。

また、備考欄に、在籍していた外国の学校名（国名・校名）及び編入学日を記入するとともに、外国の学校に在籍していた期間における成績証明書を調査書に添付すること。

ウ アにかかわらず、特別支援学級又は特別支援学校の中学校部の卒業（見込）者について、各教科等の活動の記録を記述形式で指導要録に記入している場合にあっては、記述形式により備考欄等を使用して記入する。なお、欄が足りない場合は、裏面を使用してもよい。

(3) 学習の記録の選択教科

ア 「教科名」には、中学校において開設している教科名を記入する。

イ 「評定」に当該教科の評定を記入する。評定の記入に当たっては、指導要録の記載の方法に基づいて、A、B、Cで記入する。

ウ 実施がない場合は、空欄とする。

6 行動の記録欄

第3学年の評定を指導要録の記載の方法に基づいて、○印を記入する。

7 欠席欄

(1) 「日数」については、指導要録の記載の方法に基づいて、各学年の欠席日数を記入し、「計」には第1学年から第3学年までの合計を記入する。

(2) 「主な理由」については、各学年で連続5日以上又は「計」が30日以上ある者について、その主な理由（病名等）を記入する。

8 総合的な学習の時間の記録欄

学習活動を記入し、さらに特記すべき事項を記入する。

9 特別活動の記録欄

特別活動（学級活動・生徒会活動・学校行事）の参加、活動状況のうち、特記すべき事項を記入する。

10 スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録欄

特別活動以外のスポーツ・文化・ボランティア活動等（中学校における部活動を含む。）の参加、活動状況のうち、特記すべき事項を記入する。

11 備考欄

学習の状況、趣味、特技、将来の進路等について特記すべき事項及び受検に当たって、特に配慮すべき事項等で他の欄に記入できないものを記入する。

12 その他

(1) 該当事項のない場合は空欄でよい。

(2) 提出に当たっては、課程別、本分校別、学科・コース別とし、学級順・番号順に重ね、左上とじ込みとすること。

表 平成 28 年 3 月以降の卒業（見込）者に係る観点

教 科	①	②	③	④	⑤
国 語	国語への関心・意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての知識・理解・技能
社 会	社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	資料活用の技能	社会的事象についての知識・理解	
数 学	数学への関心・意欲・態度	数学的な見方や考え方	数学的な技能	数量、図形などについての知識・理解	
理 科	自然事象への関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	観察・実験の技能	自然事象についての知識・理解	
音 楽	音楽への関心・意欲・態度	音楽表現の創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力	
美 術	美術への関心・意欲・態度	発想や構想の能力	創造的な技能	鑑賞の能力	
保 健 体 育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度	運動や健康・安全についての思考・判断	運動の技能	運動や健康・安全についての知識・理解	
技術・家庭	生活や技術への関心・意欲・態度	生活を工夫し創造する能力	生活の技能	生活や技術についての知識・理解	
外 国 語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	外国語表現の能力	外国語理解の能力	言語や文化についての知識・理解	

[様式第9号及び様式第10号の作成方法等]

1 使用様式

各選抜において、使用する様式は下表のとおりである。

なお、令和2年3月以前の卒業者又は中学校第3学年に就学すべき期間の全部において外国の学校（施行規則第95条第2号に規定する在外教育施設を除く。以下同じ。）及び日本国内における外国人学校に在籍する者については、様式第9号及び様式第10号を提出しなくてよい。

様式番号	使用する選抜
様式第9号	選抜（I），通信制の課程の選抜，連携型中高一貫教育に関する選抜，併設型高等学校入学者選抜，併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜，秋季入学に関する選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定時制・通信制））
様式第10号	選抜（II），選抜（III），帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜，秋季入学に関する選抜（定時制の課程のみ）

2 作成基準日

(1) 選抜（I），連携型中高一貫教育に関する選抜，併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

第3学年の2学期末現在で記入する。ただし、2学期制の中学校にあっては第3学年の12月末現在で記入する。

(2) 選抜（II），選抜（III），通信制の課程の選抜及び帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

第3学年の2月8日（月）現在で記入する。

(3) 秋季入学のための選抜

第3学年終了時で記入する。

3 作成区分

第3学年の全学級について、学級ごとに作成する。

4 作成対象生徒

学級の在籍生徒全員について作成する。

5 生徒数欄

学級の在籍生徒の人数を記入する。

6 番号欄及び欠番欄

学級の出席簿どおりの名列番号を記入する。ただし、同一学級内で男女がそれぞれ1番から始まる番号となっている場合は、通し番号にする。

なお、各生徒の番号は、全ての選抜において同一のものであること。

また、欠番がある場合、空白の行を作らず、詰めて記入し、欠番となっている番号を欠番欄に記入する。

記入枠が不足する場合、1枚に納まるように枠数を増やすこと。

7 必修教科の評定欄

(1) 次のように記入する。

ア 選抜（I），通信制の課程の選抜，連携型中高一貫教育に関する選抜，併設型高等学校入学者選抜，併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及び秋季入学に関する選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定時制・通信制））の場合（様式第9号）

各生徒について、[様式第7号及び様式第8号の作成方法等] の5(2)ア(ア)(P105)に準じて第3学年における評定を記入する。

イ 選抜(Ⅱ), 選抜(Ⅲ), 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及び秋季入学のための選抜(定時制の課程)の場合(様式第10号)

各生徒について、[様式第7号及び様式第8号の作成方法等] の5(2)ア(イ)(P106)に準じて第3学年における評定を記入する。

- (2) [様式第7号及び様式第8号の作成方法等] の5(2)イ(P106)又はウ(P106)により指導要録に5段階評定が記入されていない場合、当該欄は空欄とする。

8 備考欄

次のものを備考欄に記入すること。

- (1) 中学校第3学年に就学すべき期間の一部において、外国の学校在籍により評定が空欄になる場合にあっては、編入学した旨を記入する。

- (2) 特別支援学級等において特別の教育課程により履修している教科について、その活動の記録を記述形式で指導要録に記入している場合にあっては、備考欄にその旨を記入する。

ただし、特別支援学級等の全ての在籍者について第3学年の全教科とも記述形式で指導要録に評価を記入している場合にあっては、この様式の作成を省略してもよい。この場合、この様式に記載されている生徒数と評定(成績評点)集計表(様式第11号、様式第12号)の生徒数とが一致しないことになるので、評定(成績評点)集計表の「備考」欄を利用して、「第3学年の全教科とも記述形式で指導要録を記入している生徒〇人の評定(成績評点)一覧表は省略している。」旨を記載する。

9 () 枚中の()枚目欄

提出するそれぞれの選抜について、次のように記入する。

- (1) () 枚中の括弧内には、全枚数を記入する。

- (2) () 枚目の括弧内には、学級順に通し番号1, 2, 3, ……を記入する。

10 その他

- (1) 志願先高等学校(課程別、本分校別)に1部提出すること。

- (2) 提出に当たっては、学級順に重ね、左上とじ込みとすること。

様式第11号

評定（成績評点）集計表

選抜（I），通信制の課程の選抜，連携型選抜，
併設型選抜，併設型帰国及び外国人選抜，秋季
選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定
時制・通信制））用

令和 年 月 日

志願先高等学校長様

中学校長氏名 _____ [印]

令和 年度 第3学年		生徒数 人								
教科 評定		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
5										
4										
3										
2										
1										
小計										
上記以外の評 価である人数										
合計										

備考	
----	--

〔注意〕志願先高等学校（課程別、本分校別）に1部提出すること。

様式第12号

評定（成績評点）集計表

選抜（II），選抜（III），帰国及び外国人
選抜，秋季選抜（定時制の課程）用

令和 年 月 日

志願先高等学校長様

中学校長氏名 _____ 印

令和 年度 第3学年		生徒数 人							
教科 評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
5 (10)									
4 (8)									
3 (6)									
2 (4)									
1 (2)									
小計									
上記以外の評 価である人数									
合計									

備考	
----	--

〔注意〕志願先高等学校（課程別、本分校別）に1部提出すること。

[様式第 11 号及び様式第 12 号の作成方法等]

1 使用様式

各選抜において、使用する様式は下表のとおりである。

なお、令和 2 年 3 月以前の卒業者又は中学校第 3 学年に就学すべき期間の全部において外国の学校（施行規則第 95 条第 2 号に規定する在外教育施設を除く。以下同じ。）及び日本国内における外国人学校に在籍する者については、様式第 11 号及び様式第 12 号を提出しなくてよい。

様式番号	使用する選抜
様式第 11 号	選抜（I），通信制の課程の選抜，連携型中高一貫教育に関する選抜，併設型高等学校入学者選抜，併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜，秋季入学に関する選抜（通信制の課程及びフレキシブル課程（定時制・通信制））
様式第 12 号	選抜（II），選抜（III），帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜，秋季入学に関する選抜（定時制の課程のみ）

2 生徒数欄

学級ごとに作成した様式第 9 号又は様式第 10 号の生徒数欄に記入している人数について、第 3 学年の全学級の合計を記入する。

3 各教科の評定

第 3 学年全員（様式第 9 号又は様式第 10 号の作成対象生徒）について、各教科のそれぞれの評定における人数を記入する。

ただし、[様式第 7 号及び様式第 8 号の作成方法等] の 5 (2) イ及びウ（P106）により、指導要録に 5 段階評定が記入されていない者は除く。

なお、様式第 12 号における評定欄の括弧付数字は、選抜（II），選抜（III），帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及び秋季入学のための選抜（定時制の課程）の出願において、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭について、5 段階評定を 2 倍した評点の記入に係るものであるので留意すること。

4 小計欄

教科ごとに各評定の人数の計を記入する。

5 上記以外の評価である人数欄

[様式第 7 号及び様式第 8 号の作成方法等] の 5 (2) イ及びウ（P106）により、指導要録に 5 段階評定が記入されていない者の人数の合計を記入する。

6 合計欄

小計欄の人数と上記以外の評価である人数欄の人数の合計を記入する。なお、この合計欄に記入される人数は、生徒数欄の人数と一致するものである。

7 その他

志願先高等学校（課程別、本分校別）に 1 部提出すること。

志願者名簿

令和 年 月 日

高等学校長様

中学校長

印

全日制 定時制 フレキシブル	本校 分校	志願学科等	科 コース	調整措置志願・過年度	
氏名		※受付番号	氏名		※受付番号
() 枚中の () 枚目		計			人

〔注意〕

- 1 課程別、本分校別、志願学科・コース別、調整措置志願者別及び過年度卒業者別にそれぞれ 2 部作成する。
なお、志願学科等は、第 1 志望を記入する。
- 2 氏名は学級順・番号順により記入する。
- 3 必要な文字を○で囲む。
- 4 ※印の欄には、記入しない。

高等學校受付印

※

選考結果通知書

令和 年 月 日

中学校長様

高等学校長 印

貴校からの志願者について、次のとおり決定したので、通知します。
なお、入学許可内定者の入学確認書の提出は、令和3年2月10日（水）正午までとなっております。

学科・コース名	受検番号	氏名	選考結果	備考

〔注意〕

- 志願者全員について記入する。
- 「選考結果」の欄は、「入学許可内定」又は「不合格」と記入する。
- 欠席者については、備考欄に「欠席」と記入する。

入学許可内定通知書

令和 年 月 日

受検番号 _____ 番

_____ 中学校

_____ 様

_____ 高等学校長 印

あなたは、令和 3 年度広島県公立高等学校入学者選抜において、選考の結果、

科 _____ コースの入学許可を内定したので通知します。

なお、入学確約書を令和 3 年 2 月 10 日（水）正午までに提出してください。

また、合格者発表は、令和 3 年 3 月 16 日（火）に、選抜（Ⅱ）の合格者とともに行います。

03

様式第 16 号

入 学 確 約 書

令和 年 月 日

_____高等学校長様

受 檢 番 号 _____ 番

中 学 校 名 _____

本 人 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____ 印

この度、本人が貴校 _____ 科 _____ コースの入学者に内定しました。相違なく入学いたしますので、本人及び保護者連署の上、入学を確約します。

上記のことを行なっています。

令和 年 月 日

_____ 中学校長氏名 _____ 印

作文及び面接による受検願

令和 年 月 日

高等学校長様

出身中学校名 _____

志願者氏名 _____ (印)

生年月日 昭和 年 月 日 生
平成

(歳)

私は、令和 3 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上に該当しますので、定時制の課程又はフレキシブル課程（定時制・通信制）の選抜（Ⅱ）において、学力検査に代えて、作文及び面接による受検を希望します。

- 〔注意〕 1 「() 歳」欄には、令和 3 年 4 月 1 日現在の満年齢を記入する。
2 志願変更する場合は、宛先等変更すべき箇所を朱書訂正する。
3 必要な文字を○で囲む。

自己申告書

令和 年 月 日

高等学校長様

出身中学校名 _____ 中学校

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ ㊞

私は、貴校への出願に当たり、次のとおり申告します。

1 自己申告書を提出する理由 [該当の理由番号を○で囲む]

- (1) 欠席日数が多い
- (2) 過年度卒業生である
- (3) その他特別の事情

2 志願者記入欄

(志望の動機・理由、高校生活への抱負など)

3 保護者記入欄

(高等学校に理解して欲しい事柄など)

- [注意] 1 欠席日数が多い場合（年間30日以上又は3年間で90日以上）や、すでに中学校を卒業しているなどの場合に提出することができる。
- 2 この申告書は、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、他の出願書類とともに出身中学校長に提出すること。なお、提出する際は、封をした上で、封筒の表に、出身中学校名及び本人氏名を記入すること。
- 3 中学校卒業後5年を超える者については、実施要項に示す方法により、志願先高等学校長に直接提出すること。

志願変更願

令和 年 月 日

高等学校長様

出身中学校名 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

私は、次のとおり貴校に出願していますが、志願変更したいので入学願書を返却してください。

課程	本・分校	学科・コース	受付番号

上記のこととは、適当と思います。

令和 年 月 日

_____ 中学校長 印

受 高 等 付 学 印 校	※
---------------------------------	---

〔注意〕※印の欄には記入しない。

追検査受検願

令和 年 月 日

高等学校長様

出身中学校名 _____ 中学校

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

この度、

選抜 (II)

帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

併設型高等学校入学者選抜

を次の理由により、

受検することができませんでしたので、追検査の受検を承認してください。

1 理由

2 志願課程等

課程	本・分校	学科・コース	受検番号

上記について相違ないことを証明します。

_____ 中学校長氏名 _____ 印

受付番号	※	高等 学 校 受 付 印
受検番号	※	※

- [注意]
- 選抜名は該当するものを○で囲むこと。
 - ※印欄については、記入しない。
 - 中学校卒業後 5 年を超える者については、中学校長による記入は不要とする。

追検査受検願提出者名簿

令和 年 月 日

高等学校長様中学校長 印

貴校の追検査を希望している者は、次のとおりです。

課程	本・分校	学科・コース	受検番号	氏名	※区分	※備考
					承認・不承認	

(注) ※印欄については記入しないこと。

中学校長様

上記の者の追検査の受検の承認（不承認）については、区分欄に記載のとおりですので、該当者に別紙「追検査受検承認（不承認）通知書」を速やかに交付してください。

また、承認者に対しては、追検査当日、当該通知書及び既に発行している受検票を携行するよう周知してください。

令和 年 月 日

高等学校長 印

注1 区分欄の「承認」又は「不承認」のいずれかを○で囲むこと。

2 承認できない者については、備考欄に理由を記載すること。

3 高等学校においては、提出された原本を保管すること。

追検査受検承認（不承認）通知書

令和 年 月 日

受検番号 _____ 番

様

_____ 高等学校長 印

令和 年 月 日 付けで申請のあった

選抜（Ⅱ）

帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

併設型高等学校入学者選抜

の追検査の受検については、

次のとおりです。

1 承認します。

2 承認できません。

【承認できない理由】 _____

〔注〕 1 該当する選抜名を○で囲むこと。

2 「1 承認します。」又は「2 承認できません。」のいずれかを○で囲み、承認できない場合は、その理由を記載すること。

(注意) この通知書は、追検査当日、既に発行している受検票とともに検査会場へ携行し、受付で提示してください。

選抜（Ⅲ）（全日制の課程）出願資格に係る証明書

令和 年 月 日

中学校長 印

〒 _____

学校所在地 _____

(電 話) _____

次の者は、貴校の入学試験に合格していますが、公立高等学校（全日制の課程）の選抜（Ⅲ）へ出願を希望しています。

については、その出願資格を確認する必要がありますので、貴校への入学手続金等（第一段階の納入金）の納入状況について証明してください。

貴校受検学科等		氏 名	入学手続金等納入状況
受検学科	受検番号		

※ 証明を依頼された高等学校長又は高等専門学校長は、「入学手続金等納入状況」欄に「納入済」又は「未納」と記入してください。

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

高等学校長・高等専門学校長 印

〒 _____

学校所在地 _____

(電 話) _____

選抜(III)志願者名簿

令和 年 月 日

高等学校長様

中学校長 印

〒 _____

学校所在地 _____

(電話) _____

次の者は、令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項に定められている選抜(III)の出願資格を有していることを確認しましたので、貴校に出願します。

全日制(本校・分校) 定時制 フレキシブル	志願学科等	科・コース			過年度
氏名	選抜(II)出願高等学校				※受付番号
	高等学校名	課程	学科・コース	受検番号	
() 枚中の () 枚目	計 人				

〔注意〕

- 課程別、本分校別、志願学科・コース別及び過年度卒業者別にそれぞれ2部作成する。
- 氏名は学級順・番号順により記入する。
- 必要な文字を○で囲む。
- ※印の欄には、記入しない。
- 選抜(III)において、選抜(II)の一般学力検査の結果を活用しない高等学校の学科・コースに提出する場合は、選抜(II)出願高等学校の欄の記入は必要としない。
- 選抜(II)の一般学力検査の結果を活用する高等学校の学科・コースに提出する場合で、選抜(II)に出願したが、病気等により選抜(II)を受検できなかつた者については、その理由書を添付すること。
- 定時制の課程において、選抜(II)の一般学力検査の結果を活用する高等学校の学科に提出する場合で、選抜(II)に出願していない場合は、選抜(II)出願高等学校の欄に「出願無」と記入すること。

高等学校受付印

※

海外在住状況説明書

令和 年 月 日

高等学校長様

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

私は、貴校への出願に当たり、次のとおり説明します。

1 海外在住状況説明書を提出する理由 [該当の理由番号を○で囲む]

- (1) 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の出願資格 (ア) に該当し、出願するため
- (2) 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の出願資格 (イ) に該当し、出願するため
- (3) 定時制の課程又はフレキシブル課程 (定時制・通信制) の選抜 (II) に出願し、特別措置を希望するため

2 海外在住状況

(1) 海外在住地名

(2) 出国年月 年 月

(3) 帰国又は入国年月 年 月

(4) 海外在住期間 年 月

(5) 出国前・海外在住中・帰国又は入国後の教育歴

学 校 名	所在地 (国名・都市名)	期 間
		年 月～ 年 月
備考	特に参考となることがあれば、記入してください。	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

_____ 中学校長氏名 _____ 印

(中学校長意見)

- [注意] 1 2については、海外で生まれた者は、(1), (3), (4), (5)に記入すること。
 2 国内に出身中学校がない場合は、中学校長の証明及び意見は必要ない。
 3 「中学校長意見」は、特に意見がある場合に記入する。

通信制の課程の選抜に係る志望理由書

令和 年 月 日

高等学校長様

出身中学校名 _____ 中学校

志願者 氏名 _____

保護者 氏名 _____ (印)

次の理由により、貴校に志願します。

【志願者本人記入欄】

志望の動機、理由	_____

〔注意〕 代筆により記入を必要とする志願者については、「志望の動機、理由」欄を代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記しておくこと。

秋季入学のための選抜に係る志望理由書

令和 年 月 日

高等学校長様

出身中学校名 _____ 中学校

志願者 氏名 _____

保護者 氏名 _____ (印)

次の理由により、貴校 _____ 科 _____ コースへの入学を志願します。

【志願者本人記入欄】

志願の動機、理由	_____

〔注意〕 代筆により記入を必要とする志願者については、「志願の動機、理由」欄を代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記しておくこと。

県外等からの出願許可願

令和 年 月 日

_____ 教育委員会教育長様

出身中学校名 _____ 中学校

〔昭和 年 月 卒業見込・卒業
 平成 令和
 令和 (修了見込)〕

〒 _____

学校所在地 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

志願者との続柄 ()

〒 _____

現住所 _____

(電話) _____

次の転居先に居住する予定であるため、貴教育委員会所管の高等学校への出願を許可してください。

転居先 〒 _____

理由

- [注意] 1 県外等とは、広島県外（海外を含む。）及び広島市立高等学校の一部の学校・学科又は福山市立高等学校に係る広島県内における通学区域外を指す。
 2 宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。
 3 学校指定で県外等からの出願許可をすることとしている場合にあっては、理由欄に指定する高等学校名を記載するとともに、様式における不要な文字は消除すること。なお、この場合にあっては、当該高等学校のみに対する許可願として扱う。
 4 出願する予定の選抜について、下表右欄に○印をすること。

選抜（I）	⇒	
併設型高等学校入学者選抜	⇒	
併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等選抜	⇒	
選抜（II）	⇒	
帰国生徒及び外国人生徒等選抜	⇒	
選抜（III）	⇒	
秋季入学のための選抜	⇒	

県外等から特定校への出願許可願及び確約書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

出身中学校名 _____ 中学校
〔昭和 平成 令和 年 月 卒業見込・卒業(修了見込)〕

〒_____

学校所在地 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

志願者との続柄 ()

〒_____

現 住 所 _____

(電話) _____

広島県立 () への出願を許可してください。

なお、当該高等学校に入学し、自宅外から通学する場合は、下宿先等について当該高等学校と協議することを確約します。

[注意] () には、学校名（分校を含む）を記入する。

県外等からの出願許可願
(日本国内における外国人学校からの出願)

令和 年 月 日

_____ 教育委員会教育長様

出身学校名 _____ 学校

〔 年 月 修了見込・修了 〕
〒 _____

学校所在地 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

志願者との続柄 ()

〒 _____

現住所 _____

(電話) _____

日本国内において、外国人学校の教育により 9 年の課程を令和 3 年 3 月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和 3 年 3 月 31 日までに満 15 歳以上に達する者であるため、貴教育委員会所管の高等学校への出願を許可してください。

なお、入学後は次の住所に居住する予定である。

〒 _____

住 所 _____

- [注意] 1 県外等とは、日本国内における外国人学校を指す。
 2 宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。
 3 出願する予定の選抜について、下表右欄に○印をすること。

併設型高等学校入学者選抜	⇒	
選抜 (II)	⇒	
選抜 (III)	⇒	
秋季入学のための選抜	⇒	

県外等からの出願許可願及び確約書

(広島市立沼田高等学校普通科体育コースへの出願)

令和 年 月 日

広島市教育長様

出身中学校名 _____ 中学校

昭和)	卒業見込・卒業 (修了見込)
平成 年 月		
令和		

〒 _____

学校所在地 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ ㊞

志願者との続柄 ()

〒 _____

現住所 _____

(電話) _____

広島市立沼田高等学校（体育コース）への出願を許可してください。

なお、当該高等学校に入学した場合は、以下の寄宿舎に居住することを確約します。

居住先 広島市立沼田高等学校寄宿舎

〒 731-3164

広島県広島市安佐南区伴東六丁目 1 番 1 号

居 住 確 約 書

令和 年 月 日

教育委員会教育長様

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

現 住 所 _____

私は、令和 年 月 日から、次の転居先に居住することを確約します。

転居先

〔注意〕 宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。

承 諾 書

令和 年 月 日

_____ 教育委員会教育長様

氏名 _____ (印)

志願者との続柄 ()

〒 _____

現住所 _____

(電話) _____

次の者が、県外等からの出願許可により貴教育委員会が所管する高等学校へ入学した場合には、私が保護者に代わり責任をもちます。

志願者氏名 _____

生年月日 昭和 年 月 日
平成

現住所 _____

- [注意] 1 県外等とは、広島県外（海外を含む。）及び広島市立高等学校の一部の学校・学科又は福山市立高等学校に係る広島県内における通学区域外を指す。
2 宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。
3 県外等からの出願許可願以外でこの様式を使用する場合には、宛先を志願先高等学校長にするなどの訂正を行う。

出身中学校長意見書

令和 年 月 日

教育委員会教育長様中学校長 印〒 _____

学校所在地 _____

(電話) _____

次の者が、貴教育委員会が所管する高等学校に出願を希望し、他の公立高等学校には出願しないことを確約しておりますので、県外等からの出願を許可してください。

志願者氏名 _____

生年月日 昭和 年 月 日
平成

現住所 _____

理由 _____

- [注意] 1 県外等とは、広島県外（海外を含む。）及び広島市立高等学校の一部の学校・学科又は福山市立高等学校に係る広島県内における通学区域外を指す。
2 宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。
3 県外等からの出願許可願以外でこの様式を使用する場合には、宛先を志願先高等学校長にするなどの訂正を行う。

付 表

選抜（I）における出願資格に係る条件

【選抜（I）において高等学校長が定める推薦基準】

《全日制課程》

高等学校名	学科【コース】	内 容
広島国泰寺	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動、各種コンクール・技能審査等で優れた実績をあげ、入学後も意欲的に取り組むこと。
	普通【理数】	文化・スポーツ活動、生徒会活動、各種コンクール・技能審査等で優れた実績をあげ、入学後も意欲的に取り組むこと。特に、理科及び数学に対する関心と学習意欲が高いこと。
広島商業	全学科	<p>次の事項のいずれかに該当すること。</p> <p>1 文化・スポーツ活動、技能審査等で優れた実績をあげており、入学後も継続して意欲的に取り組むこと。</p> <p>2 文化・スポーツ活動、生徒会活動等に意欲的に取り組み、入学後も積極的に取り組む強い意志があること。</p>
広島市立 広島商業	みらい商業	<p>次の2つの事項に該当すること。</p> <p>1 文化・スポーツ活動、生徒会活動、技能審査等で優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むことができること。</p> <p>2 言葉遣い、マナーが身に付いていること。</p>
安芸	総合学科	<p>次の2つの事項に該当すること。</p> <p>1 基本的な生活習慣が身に付いており、コミュニケーション能力を備えていること。</p> <p>2 文化・スポーツ活動、生徒会活動、各種コンクール、技能審査等に意欲的に取り組んでいること。また、入学後も意欲的に取り組むこと。</p>
広島皆実	普通	文化・スポーツ活動において優れた実績をあげており、入学後も部活動に継続的に取り組むこと。（選抜（I）の定員の30%以内）
	衛生看護	看護師になることに強い意欲をもち、5年一貫の学校生活に積極的に取り組むこと。
	体育	スポーツ活動において優れた実績をあげており、入学後も部活動に意欲的に取り組むこと。
広島工業	全学科	文化・スポーツ活動で優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むこと。
広島市立 広島工業	全学科	<p>次のいずれかの事項に該当すること。</p> <p>1 工業（ものづくり）に対する適性があり、学習への意欲が顕著であること。</p> <p>2 文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動で優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むこと。</p>
広島井口	普通	<p>文化・スポーツ活動等において優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むことができること。</p> <p>（選抜（I）の定員の10%程度）</p>
広島観音	総合学科	<p>次の事項のいずれかに該当すること。</p> <p>1 文化・スポーツ活動において優れた実績をあげていること。</p> <p>2 文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動等に積極的に取り組んでおり、入学後も意欲的に取り組むこと。</p>

高等学校名	学科【コース】	内 容
安古市	普通	自己の将来の進路について明確な目標を持ち、その目標を実現するために入学後もチャレンジ精神を持って意欲的に努力できること。
安西	普通	次の2つの事項に該当すること。 1 学習活動において自発的に取り組んでおり、入学後も自己実現に向けて意欲的に挑戦すること。 2 スポーツ・文化活動に優れ、入学後も継続して意欲的に取り組むこと。
祇園北	普通 普通【理数】	文化・スポーツ活動で優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むことができること。
広島市立沼田	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動、各種コンクール・技能検査等で優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むことができる こと。 (選抜(I)の定員の10%以内)
	普通【体育】	スポーツ活動に優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むことができること。
可部	普通	文化・スポーツ活動において優れた実績をあげており、入学後も部活動に積極的に取り組むこと。 (選抜(I)の定員の20%以内)
高陽	普通	スポーツ活動又は文化活動に意欲的に取り組み、入学後も部活動に継続的に取り組むこと。 (選抜(I)の定員の25%程度)
高陽東	総合学科	次の事項のいずれかに該当すること。 1 自己の進路目標実現のため、総合学科の特色を十分に活用して努力すること。 2 文化活動、スポーツ活動等において優れた実績をあげており、入学後も継続して取り組むこと。 3 学習活動、技能審査、生徒会活動等において優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むこと。
安芸南	普通	次の事項のいずれかに該当すること。 1 学習活動に積極的に取り組んでおり、入学後も意欲的に取り組むこと。 2 文化・スポーツ活動、生徒会活動に積極的に取り組んでおり、入学後も活動する意欲があること。
五日市	普通	次の事項のいずれかに該当すること。 1 学習活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も継続して取り組むこと。 2 文化・スポーツ活動、生徒会活動、各種コンクール・技能審査等で優れた実績をあげ、入学後も意欲的に取り組むこと。
湯来南	普通	次の2つの事項に該当すること。 1 基本的な生活習慣及び適切な言葉遣い・マナーが身に付いていること。 2 文化・スポーツ活動、生徒会活動、地域・ボランティア活動等に継続的に取り組み、入学後も意欲的に取り組むこと。
広島市立 美鈴が丘	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動に積極的に取り組んでおり、入学後も意欲的に取り組むこと。

高等学校名	学科【コース】	内 容
広	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動等に積極的に取り組んでおり、入学後も意欲的に取り組むことができること。 (選抜（I）の定員の25%以内)
呉宮原	普通	次の事項のいずれかに該当すること。 1 学習活動に意欲的に取り組んでいること。 2 文化・スポーツ活動等で優れた実績をあげており、入学後も継続して取り組むこと。
音戸	普通	学習活動、文化・スポーツ活動、生徒会活動、地域・ボランティア活動等のいずれかに意欲的に取り組んでいること。
呉昭和	普通	次の事項のいずれかに該当すること。 1 学習活動に意欲的に取り組んでいること。 2 文化・スポーツ活動、生徒会活動又はボランティア活動で優れた実績があり、入学後も活動経験を生かして、意欲的に取り組むこと。
呉工業	全学科	次の事項のいずれかに該当すること。 1 文化・スポーツ活動に実績があり、入学後も意欲的に取り組むこと。 2 ものづくり、ボランティア活動、生徒会活動に入学後も意欲的に取り組むこと。
呉商業	全学科	文化・スポーツ活動、生徒会活動、技能審査等に意欲的に取り組んでいること。また、入学後も継続して積極的に取り組む意欲があること。
呉市立呉	総合学科	次の事項のいずれかに該当すること。 1 学習活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も主体的に学習活動に取り組むことができること。 2 文化・スポーツ活動において優れた実績をあげており、入学後も継続して活動に取り組むことができること。
竹原	全学科	学習活動に励むとともに、文化・スポーツ活動、生徒会活動の実績があり、入学後も意欲的に取り組むこと。 (選抜（I）の定員の30%以内)
忠海	普通	教科等の学習活動に地道に取り組んできた、又は学校内外における文化・スポーツ活動やボランティア活動等に継続的に取り組んできた実績があること。
三原	普通	学習活動、文化・スポーツ活動及び生徒会活動等に熱心に取り組み、入学後も意欲的に取り組むこと。
三原東	普通	次の2つの事項に該当すること。 1 学習活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も継続して取り組む強い意志があること。 2 文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動等に意欲的に取り組んでおり、入学後も継続して取り組む強い意志があること。

高等学校名	学科【コース】	内 容
総合技術	全学科	「心」を鍛える、「技」を磨く、地域社会に貢献するという本校の学校教育目標を理解しているとともに、次のことに該当していること。 1 適切な言葉遣いやマナーが身に付いている。 2 他人の意見を理解すること、自分の意見を伝えること等、基本的なコミュニケーション能力を身に付けている。 3 学習意欲を持ち、文化・スポーツ活動やボランティア活動等に意欲的に取り組んでいる。
尾道東	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動等で優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むこと。
	普通【国際教養】	英語に対する興味・関心及び学習意欲が高く、実用英語技能検定3級以上、又はそれに準ずる学力を有すると認められること。
御調	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動、地域活動、国際交流活動等において優れた実績をあげており、入学後も積極的に取り組むこと。
瀬戸田	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動等に積極的に取り組み、入学後も継続して取り組むこと。
尾道商業	全学科	次の事項のいずれかに該当すること。 1 学習活動、文化・スポーツ活動に優れ、入学後も意欲的に取り組むこと。 2 生徒会活動、技能審査等に意欲的に取り組んでいること。
尾道北	総合学科	次の2つの事項に該当すること。 1 学習活動において主体的にこつこつと取り組んでおり、入学後自己実現に向けて意欲的に挑戦する意志があること。 2 自己を理解・認識し、自分の考えや思いを相手に理解してもらえるよう適切に表現できる力があること。
因島	総合学科	次の事項のいずれかに該当すること。 1 学習活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も継続して取り組むことができる。 2 文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動、地域活動のいずれかに意欲的に取り組んでおり、入学後も継続して取り組むことができる。
福山葦陽	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動等に優れた実績をあげ、入学後も意欲的に取り組むこと。
沼南	全学科	基本的な生活習慣が身についており、入学後、勉学、生徒会活動及びボランティア活動等に積極的に取り組む意欲を有すること。
大門	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動等に意欲的に取り組み、成果を上げていること。
	普通【理数】	文化・スポーツ活動、生徒会活動等に意欲的に取り組み、成果を上げていること。特に、理科及び数学に興味・関心を持ち、学習意欲が高いこと。
福山明王台	普通	次の2つの事項に該当すること。 1 自ら学び、自ら考える力を有し、入学後、学習面でリーダーシップを発揮すること。 2 文化・スポーツ活動、生徒会活動に優れた成績を収め、入学後も意欲的に取り組むこと。
神辺旭	普通	文化・スポーツ活動に優れた実績をあげ、入学後も意欲的に取り組むこと。
	体育	スポーツ活動に優れた実績をあげ、入学後も意欲的に取り組むこと。

高等学校名	学科【コース】	内 容
福山工業	全学科	文化・スポーツ活動に優れた実績があり、入学後も積極的に取り組むこと。
松永	総合学科	次の2つの事項に該当すること。 1 基本的な生活習慣が身に付いており、コミュニケーション能力を備えていること。 2 文化・スポーツ活動、生徒会活動又はボランティア活動等に意欲的に取り組んでいること。
神辺	総合学科	次の事項のいずれかに該当すること。 1 文化・スポーツ活動を行っており、入学後も継続して意欲的に取り組むこと。 2 ものづくり、ボランティア活動・福祉活動、生徒会活動に入学後も意欲的に取り組むこと。
戸手	総合学科	生徒会活動もしくは校内外における文化・スポーツ活動、ボランティア活動、資格取得等に意欲的に取り組んでおり、入学後も継続する強い意志があること。
上下	普通	学習意欲が高く、文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動、地域活動のいずれかに意欲的に取り組んでおり、入学後も継続して取り組むことができること。
府中東	全学科	文化・スポーツ活動に意欲的に取り組んできており、入学後も同じ活動に継続して意欲的に取り組むこと。 (ただし、その活動に関する部活動がない場合には、別の部活動で意欲的に活動すること。)
三次	普通	次の事項のいずれかに該当すること。 1 学習活動に積極的に取り組んでおり、入学後も意欲的に取り組むことができること。 2 スポーツ活動又は文化活動等に積極的に取り組み、実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むことができること。
日彰館	普通	次のいずれかに該当すること 1 文化・スポーツ活動、生徒会活動等に熱心に取り組んでおり、入学後も意欲的に取り組むこと。 2 地域貢献、ボランティア等の実績を積んでおり、入学後も意欲的に取り組むこと。
三次青陵	総合学科	次の事項のいずれかに該当すること。 1 総合学科の特色を十分活用し、意欲的に学習活動に取り組むこと。 2 文化・スポーツ活動で優れた実績をあげており、入学後も熱心に取り組むこと。 3 生徒会活動、ボランティア活動等を通じて地域社会に貢献し、その継続が認められること。
庄原格致	普通 普通【医療・教職】	学習活動、文化・スポーツ活動等において優れた成果をあげており、入学後も明確な進路目標を持って、学習・部活動等に意欲的かつ計画的に取り組むことができること。
東城	普通	学習活動、文化・スポーツ活動、生徒会活動等に優れ、入学後も意欲的に取り組むこと。

高等学校名	学科【コース】	内 容
庄原実業	全学科	<p>次の3つの事項に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な生活習慣を身に付けていること。 2 将来の進路に対して明確な目的を持ち、入学後も様々な資格取得を目指す等、高校生活に意欲的に取り組む強い意志があること。 3 部活動、生徒会活動、ボランティア活動及び学校行事等で積極的に活動しており、入学後は他者と協働し、リーダーとしての活躍が期待できること。
大竹	総合学科	スポーツ・文化活動において優れた実績をあげており、入学後も継続して意欲的に取り組むこと。（選抜（I）の定員の10%程度）
賀茂	普通	<p>次の事項のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習活動に意欲的に取り組んでいること。 2 スポーツ・文化活動等で優れた実績をあげ、入学後も意欲的に取り組むこと。
賀茂北	普通	<p>次の事項のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化・芸術・スポーツ活動等において意欲的に取り組んでおり、入学後も同様に取り組むこと。 2 生徒会活動・ボランティア活動等に積極的に取り組んでおり、入学後も同様に取り組むこと。
黒瀬	普通	<p>基本的生活習慣が身に付いており、次の2つの事項のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入学後も学習活動に意欲的に取り組むこと。 2 文化・スポーツ活動に限らず、生徒会活動、ボランティア活動等において優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むこと。
	福祉	<p>次の3つの事項に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的生活習慣を身に付けていること。 2 福祉に対する興味・関心が高く、コミュニケーション能力を備え、入学後も意欲的に取り組むこと。 3 福祉科で学ぶ目的を明確にもっていること。
河内	普通	学習活動、部活動又は生徒会活動に意欲的に取り組んでおり、高校入学後も積極的に取り組むこと。
豊田	普通	<p>次の2つの事項に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規範意識を持ち、進路実現に向けて粘り強く取り組む意欲と行動力を持つこと。 2 中学校で、生徒会活動、ボランティア活動等に積極的に取り組み、入学後も継続して取り組むこと。
西条農業	全学科	<p>次の事項のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動、技能審査等で優れた実績をあげ、入学後も意欲的に取り組むことができること。 2 生命、食、環境、エネルギー等の科学技術に対する興味・関心及び学習意欲が高いこと。

高等学校名	学科【コース】	内 容
廿日市	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動及び技能審査等で優れた実績をあげており、入学後も継続して意欲的に取り組むことができる。
佐伯	普通	次の2つの事項に該当すること。 1 基本的生活習慣を身に付けていること。 2 入学後、学習活動、文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動等に積極的に取り組むこと。
廿日市西	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動、地域活動、技能審査等で実績をあげており、入学後も継続して意欲的に取り組むこと。
宮島工業	全学科	文化・スポーツ活動、ものづくり、生徒会活動、ボランティア活動及び技能審査等で実績があり、入学後も継続して意欲的に取り組むこと。
吉田	全学科	学習活動に積極的に取り組むとともに、文化・スポーツ活動、技能審査等で実績をあげており、入学後も継続して意欲的に取り組むことができる。
向原	普通	次の2つの事項に該当すること。 1 文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動、技能審査等に意欲的に取り組んでおり、入学後も積極的に取り組む強い意志があること。 2 集団における協調性や、豊かで望ましい人間関係を築くことができるコミュニケーション能力があること。
安芸府中	普通	文化・スポーツ活動、生徒会活動で優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組む意志があること。
	国際	実用英語技能検定3級、または同程度以上の英語運用能力を有すること。
海田	普通	学習活動、文化活動又はスポーツ活動等に意欲的に取り組み、入学後も継続的に取り組むこと。
	家政	本学科で学ぶ明確な目的意識をもって、入学後も意欲的に取り組むこと。
熊野	普通	文化・スポーツ活動等において優れており、入学後も意欲的に取り組むこと。
加計	普通	協調学習等によるアクティブラーニング、応募活動、地域ボランティア活動、国際交流活動等に積極的に取り組むことができる。
加計芸北分校	普通	部活動、生徒会活動、ボランティア活動等に積極的に取り組み、入学後も継続して取り組むことができること。
千代田	普通	学習活動及び特別活動に積極的に取り組み、協調性豊かで、意欲的に高校生活を送ることができる。

高等学校名	学科【コース】	内 容
大崎海星	普通	次の事項のいずれかに該当すること。 1 学習活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も意欲的に取り組むこと。 2 文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動等に意欲的に取り組んでおり、入学後も意欲的に取り組むこと。
世羅	全学科	学習活動、文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動及び国際交流で優れた実績をあげており、入学後も意欲的に取り組むこと。
油木	産業ビジネス	農業科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。

《フレキシブル課程（定時制・通信制）》

高等学校名	学科	内 容
広島市立 広島みらい創生	キャリアデザイン	次の2つの事項に該当すること。 1 本校の課程や学科の特色について理解し、入学後のビジョンを持っていること。 2 高校生活に意欲的に取り組む強い意志があること。

付表 2

令和3年度広島県公立高等学校募集学科・入学定員一覧表

(全日制課程本校)

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号
広島国泰寺	普通	200	〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目 2-49	082-241-1537
	普通【理数】	80		
広島市立基町	普通	320	〒730-0005 広島市中区西白島町 25-1	082-221-1510
	普通【創造表現】	40		
広島市立舟入	普通	280	〒730-0847 広島市中区舟入南一丁目 4-4	082-232-1261
	普通【国際コミュニケーション】	40		
広島商業	商業	120	〒730-0847 広島市中区舟入南六丁目 7-11	082-231-9315
	国際経済	40		
	会計	80		
	情報システム	80		
広島市立広島商業	みらい商業	240	〒732-0068 広島市東区牛田新町一丁目 1-1	082-228-2481
安芸	総合学科	80	〒732-0032 広島市東区上温品四丁目 65-1	082-289-3101
広島皆実	普通	240	〒734-0001 広島市南区出汐二丁目 4-76	082-251-6441
	衛生看護	40		
	体育	40		
広島工業	機械	80	〒734-0001 広島市南区出汐二丁目 4-75	082-254-1421
	電気	80		
	建築	80		
	土木	40		
	化学工学	40		
広島市立広島工業	機械	40	〒734-0025 広島市南区東本浦町 1-18	082-282-2216
	自動車	40		
	電気	40		
	情報電子	40		
	建築	40		
	環境設備	40		
広島井口	普通	280	〒733-0841 広島市西区井口明神二丁目 11-1	082-277-1003
広島観音	総合学科	240	〒733-0034 広島市西区南観音町 4-10	082-232-1371
安古市	普通	320	〒731-0152 広島市安佐南区毘沙門台三丁目 3-1	082-879-4511
安西	普通	120	〒731-0142 広島市安佐南区高取南二丁目 52-1	082-872-1321
祇園北	普通	240	〒731-0138 広島市安佐南区祇園八丁目 25-1	082-875-4607
	普通【理数】	40		
広島市立沼田	普通	280	〒731-3164 広島市安佐南区伴東六丁目 1-1	082-848-4168
	普通【体育】	40		
可部	普通	240	〒731-0222 広島市安佐北区可部東四丁目 27-1	082-814-2032
高陽	普通	240	〒739-1741 広島市安佐北区真亀三丁目 22-1	082-842-7781
高陽東	総合学科	200	〒739-1732 広島市安佐北区落合南八丁目 12-1	082-843-1167
安芸南	普通	200	〒736-0085 広島市安芸区矢野西二丁目 15-1	082-885-2341

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号		
五日市	普通	240	〒731-5157 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	082-923-4181		
湯来南	普通	40	〒738-0513 広島市佐伯区湯来町伏谷 1198	0829-86-0402		
広島市立 美鈴が丘	普通	240	〒731-5113 広島市佐伯区美鈴が丘緑二丁目 13-1	082-927-2249		
広	普通	200	〒737-0141 呉市広大新開三丁目 6-44	0823-72-6211		
呉宮原	普通	200	〒737-0024 呉市宮原三丁目 1-1	0823-21-9306		
呉三津田	普通	200	〒737-0814 呉市山手一丁目 5-1	0823-22-7788		
音戸	普通	40	〒737-1204 呉市音戸町北隱渡一丁目 1-1	0823-51-2235		
呉昭和	普通	80	〒737-0905 呉市焼山町山の神	0823-33-9557		
呉工業	機械	80	〒737-0001 呉市阿賀北二丁目 10-1	0823-71-2177		
	材料工学					
	電気	40				
	電子機械					
呉商業	商業	40	〒737-0112 呉市広古新開四丁目 1-1	0823-72-2525		
	情報処理	80				
	会計	40				
呉市立呉	総合学科	160	〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目 13-56	0823-72-5577		
竹原	普通	40	〒725-0021 竹原市竹原町 3444-1	0846-22-0745		
	商業	40				
忠海	普通	80	〒729-2314 竹原市忠海床浦四丁目 4-1	0846-26-0800		
三原	普通	160	〒723-0016 三原市宮沖四丁目 11-1	0848-62-2151		
三原東	普通	80	〒723-0003 三原市中之町二丁目 7-1	0848-62-7271		
総合技術	電子機械	40	〒729-0417 三原市本郷南五丁目 25-1	0848-86-4314		
	情報技術	40				
	環境設備	40				
	現代ビジネス	40				
	人間福祉	40				
	食デザイン	40				
尾道東	普通	120	〒722-0043 尾道市東久保町 12-1	0848-37-7137		
	普通【国際教養】	40				
御調	普通	80	〒722-0341 尾道市御調町神 204-2	0848-76-2121		
瀬戸田	普通	40	〒722-2417 尾道市瀬戸田町名荷 1110-2	0845-27-0054		
尾道商業	商業	80	〒722-0002 尾道市古浜町 20-1	0848-25-2115		
	ビジネス会計	40				
	情報管理	80				
尾道北	総合学科	200	〒722-0046 尾道市長江三丁目 7-1	0848-37-6106		
因島	総合学科	80	〒722-2194 尾道市因島重井町 5574	0845-24-1281		
福山葦陽	普通	280	〒720-0083 福山市久松台三丁目 1-1	084-923-0400		
沼南	家政	40	〒720-0403 福山市沼隈町下山南 4	084-988-0311		
	園芸デザイン	40				
大門	普通	200	〒721-0913 福山市幕山台三丁目 1-1	084-947-7363		
	普通【理数】	40				
福山明王台	普通	240	〒720-8502 福山市明王台二丁目 4-1	084-952-1110		
神辺旭	普通	200	〒720-2126 福山市神辺町徳田 75-1	084-963-3383		
	体育	40				

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号		
福山市立福山	普通	200	〒720-0843 福山市赤坂町赤坂 910	084-951-5978		
福山工業	機械	80	〒720-0815 福山市野上町三丁目 9-2	084-922-0261		
	電気	40				
	建築	40				
	工業化学	40				
	染織システム					
	電子機械	80				
福山商業	流通経済	80	〒720-0832 福山市水呑町 3535	084-956-1511		
	情報ビジネス	80				
福山誠之館	総合学科	280	〒720-0082 福山市木之庄町六丁目 11-1	084-922-0085		
松永	総合学科	160	〒729-0112 福山市神村町 113	084-933-5141		
神辺	総合学科	160	〒720-2123 福山市神辺町川北 375-1	084-963-0081		
戸手	総合学科	200	〒729-3102 福山市新市町相方 200	0847-52-2002		
府中	普通	240	〒726-0032 府中市出口町 898	0847-41-4223		
上下	普通	40	〒729-3431 府中市上下町上下 566	0847-62-2171		
府中東	普通	80	〒726-0021 府中市土生町 399-1	0847-41-3300		
	インテリア	40				
	都市システム	40				
三次次	普通	200	〒728-0017 三次市南畠敷町 155	0824-63-4104		
日彰館	普通	80	〒729-4211 三次市吉舎町吉舎 293-2	0824-43-3135		
三次青陵	総合学科	80	〒729-6211 三次市大田幸町 10656	0824-66-1212		
庄原格致	普通	80	〒727-0021 庄原市三日市町 515	0824-72-2191		
	普通【医療・教職】	40				
東城	普通	40	〒729-5125 庄原市東城町川西 476-2	08477-2-2155		
西城紫水	普通	40	〒729-5731 庄原市西城町西城 345	0824-82-2511		
庄原実業	生物生産学	40	〒727-0013 庄原市西本町一丁目 24-34	0824-72-2151		
	環境工学	40				
	食品工学	40				
	生活科学	40				
大竹	総合学科	160	〒739-0614 大竹市白石一丁目 3-1	0827-52-4325		
賀茂	普通	240	〒739-0043 東広島市西条西本町 16-22	082-423-2559		
賀茂北	普通	40	〒739-2311 東広島市豊栄町乃美 632	082-432-2224		
黒瀬	普通	80	〒739-2622 東広島市黒瀬町乃美尾 10001	0823-82-2525		
	福祉	40				
河内	普通	80	〒739-2202 東広島市河内町下河内 10194-2	082-437-1151		
豊田	普通	40	〒739-2405 東広島市安芸津町小松原 1202-4	0846-45-4023		
広島	普通	240	〒739-2125 東広島市高屋町中島 31-7	082-491-0270		
西条農業	園芸	40	〒739-0046 東広島市鏡山三丁目 16-1	082-423-2921		
	畜産	40				
	生活	40				
	農業機械	40				
	緑地土木	40				
	生物工学	40				
	食品科学	40				
廿日市	普通	280	〒738-0004 廿日市市桜尾三丁目 3-1	0829-32-1125		
佐伯	普通	40	〒738-0222 廿日市市津田 850	0829-72-1185		
廿日市西	普通	200	〒738-0055 廿日市市阿品台西 6-1	0829-39-1571		

(注) 福山市立福山高等学校普通科の入学定員には、福山市立福山中学校からの入学予定者数を含む。

県立広島高等学校普通科の入学定員には、県立広島中学校からの入学予定者数を含む。

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号
宮島工業	機械	80	〒739-0425 廿日市市物見西二丁目 6-1	0829-55-0143
	電気	80		
	情報技術			
	建築	80		
	インテリア			
	素材システム	40		
吉田	探究	120	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 719-3	0826-42-0031
	アグリビジネス	40		
向原	普通	40	〒739-1201 安芸高田市向原町坂丸山 6-1	0826-46-2322
大柿	普通	40	〒737-2213 江田島市大柿町大原 1118-1	0823-57-2055
安芸府中	普通	160	〒735-0004 安芸郡府中町山田五丁目 1-1	082-282-5311
	国際	40		
海田	普通	200	〒736-0051 安芸郡海田町つくも町 1-60	082-822-3030
	家政	80		
熊野	普通	160	〒731-4223 安芸郡熊野町川角五丁目 9-1	082-854-4155
加計	普通	40	〒731-3501 山県郡安芸太田町加計 3780-1	0826-22-0488
千代田	普通	80	〒731-1503 山県郡北広島町有間 600-1	0826-72-3121
大崎海星	普通	40	〒725-0301 豊田郡大崎上島町中野 3989-1	0846-64-3535
世羅	普通	80	〒722-1193 世羅郡世羅町本郷 870	0847-22-1118
	生活福祉	40		
	農業経営	40		
油木	普通	40	〒720-1812 神石郡神石高原町油木乙 1965	0847-82-0006
	産業ビジネス	40		

(全日制課程分校)

高等学校名	募集学科	入学定員	所在地	電話番号
加計	芸北	普通	1学級	〒731-2323 山県郡北広島町川小田 10075

(定時制課程)

高等学校名	募集学科	昼夜別	入学定員	所在地	電話番号
可部	普通	夜間	1学級	〒731-0222 広島市安佐北区可部東四丁目 27-1	082-814-2032
呉工業	機械 (技能連携 を含む)	夜間	1学級	〒737-0001 呉市阿賀北二丁目 10-1	0823-71-2177
	電気	夜間			
	キャリア デザイン	夜間	1学級		
三原	普通	午前	1学級	〒723-0016 三原市宮沖四丁目 11-1	0848-62-2151
	普通	夜間	1学級		
広島県尾道南	普通	夜間	1学級	〒722-0046 尾道市長江二丁目 10-34	0848-37-4945
因島	普通	夜間	1学級	〒722-2194 尾道市因島重井町 5574	0845-24-1281
福山誠之館	普通	夜間	1学級	〒720-0082 福山市木之庄町六丁目 11-1	084-922-0085
福山葦陽	普通	午前	1学級	〒720-0083 福山市久松台三丁目 1-1	084-923-0400
松永	普通	夜間	1学級	〒729-0112 福山市神村町 113	084-933-5141
芦品まなび 学園	普通	午前	1学級	〒729-3101 福山市新市町戸手 1330	0847-52-5353
	普通	午後	1学級		
	普通	夜間	1学級		

高等学校名	募集学科	昼夜別	入学定員	所在地	電話番号
福山工業	機械 (技能連携を含む)	夜間	1学級	〒720-0815 福山市野上町三丁目 9-2	084-922-0261
	電気	夜間	1学級		
三次	普通	夜間	1学級	〒728-0017 三次市南畠敷町 155	0824-63-4104
賀茂	普通	夜間	1学級	〒739-0043 東広島市西条西本町 16-22	082-423-2559
廿日市	普通	夜間	1学級	〒738-0004 廿日市市桜尾三丁目 3-1	0829-32-1125
宮島工業	機械 (技能連携を含む)	夜間	1学級	〒739-0425 廿日市市物見西二丁目 6-1	0829-55-0143

(注) 県立芦品まなび学園高等学校の入学定員には、秋季入学の入学定員を含む。

(通信制課程)

高等学校名	募集学科	入学定員	所在地	電話番号
東	普通	300	〒720-0082 福山市木之庄町六丁目 11-2	084-922-0810

(注) 県立東高等学校の入学定員には、秋季入学の入学定員を含む。

(フレキシブル課程〔定時制・通信制〕)

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号
広島市立 広島みらい創生	キャリアデザイン 【平日登校】	240	〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 4-4	082-545-1671
	キャリアデザイン 【通信教育】	400		

(注) 広島市立広島みらい創生高等学校の入学定員には、秋季入学の入学定員を含まない。

入学者選抜料の納入方法等一覧

【全日制の課程】

志願する高等学校	志願する高等学校を設置する教育委員会	入学者選抜料の納付に係る手続
県立高等学校	県教育委員会	<p>「(全日制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付した際に受け取る「(全日制) 広島県立高等学校入学者選抜料領収控」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第2号)に貼る。</p> <p>※ 納付に当たっては、「(全日制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」(上部が赤色のもの)の原本を使用し、コピーは使用しないこと。</p>
広島市立高等学校	広島市教育委員会	広島市立高等学校(全日制)入学者選抜料納付書により納付書に記載された広島市指定金融機関等で納付した際に受け取る「領収控」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第2号)に貼る。
呉市立呉高等学校	呉市教育委員会	呉市立呉高等学校入学者選抜料納付書により呉市指定金融機関等で納付した際に受け取る「納入通知書兼領収証書」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第2号)に貼る。

(注) 併設型高等学校の入学者選抜の納入方法等については、付表3－3(P157)による。

入学者選抜料の納入方法等一覧

【定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制）】

志願する高等学校	志願する高等学校を設置する教育委員会	入学者選抜料の納付に係る手続
県立高等学校	県教育委員会	<p>「(定時制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付した際に受け取る「(定時制) 広島県立高等学校入学者選抜料領収控」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第2号)に貼る。</p> <p>※ 納付に当たっては、「(定時制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」(上部が緑色のもの)の原本を使用し、コピーは使用しないこと。</p>
広島市立高等学校	広島市教育委員会	広島市立高等学校(定時制・通信制用)入学者選抜料納付書により納付書に記載された広島市指定金融機関等で納付した際に受け取る「領収控」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第2号)に貼る。
広島県尾道南高等学校	尾道市教育委員会	学校窓口で現金により納付する。

入学者選抜料の納入方法等一覧

【併設型高等学校】

志願する高等学校	志願する高等学校を設置する教育委員会	入学者選抜料の納付に係る手続
県立広島高等学校	県教育委員会	<p>「(全日制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付した際に受け取る「(全日制) 広島県立高等学校入学者選抜料領収控」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第2号)に貼る。</p> <p>※ 納付に当たっては、「(全日制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」(上部が赤色のもの)の原本を使用し、コピーは使用しないこと。</p>
福山市立福山高等学校	福山市教育委員会	福山市立福山高等学校入学者選抜料納付書により納付書に記載された福山市指定金融機関等で納付した際に受け取る「納付済証明書(入学者選抜願用)」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第2号)に貼る。

参 考 资 料

参考資料

学校教育法（抜粋）

昭和22年3月31日
法律 第26号

（入学資格）

第57条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法施行規則（抜粋）

昭和22年5月23日
文部省令第11号

（中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者）

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

広島県立高等学校学則（抜粋）

昭和28年6月23日
広島県教育委員会規則第4号

（通学区域等）

第13条 高等学校に就学することのできる者は、その保護者（未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人）、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）が広島県内に住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。第四項において同じ。）を有する者とする。ただし、広島県立広島歴智学園高等学校については、保護者が広島県内に住所を有する者であることを要しない。

- 2 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。
- 3 校長は、第一項の代理人又は保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、その保護者（広島県立広島歴智学園高等学校の保護者を除く。）が広島県内に住所を有しない者のうち、特別の事情がある者であつて教育委員会の許可を受けた者は、高等学校に就学することができる。
- 5 前項の許可を受けずに高等学校に就学した者については、入学許可の取消しその他必要な措置を講じるものとする。

広島県立高等学校通信教育に関する規則（抜粋）

昭和32年10月18日
広島県教育委員会規則第12号

（実施の区域）

第4条 実施校は、次の各号の一に該当する者に対して通信教育を行うものとする。

- 一 広島県の区域内に住所を有する者
- 二 広島県に近接する県の区域内に住所を有する者で、その勤務地が広島県の区域内にあるもの
- 三 その他特別の理由により、校長が当該実施校の通信教育を受けることが適當と認める者

広島市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年7月10日

教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この教育委員会規則（以下「規則」という。）は、広島市立高等学校（通信制の課程を除く。以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 選抜（I） 中学校長の推薦を受けた者に対して実施する入学者の選抜をいう。
- (2) 選抜（II） 学力検査を伴う入学者の選抜（帰国生徒等の特別入学に係る選抜を除く。）をいう。
- (3) 選抜（III） 選抜（I）及び選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学者定員に満たない場合に実施する入学者の選抜をいう。

(学区)

第3条 高等学校の全日制の課程の学区は、広島市内全域とする。ただし、別表に掲げるものの学区は、広島県一円とする。

- 2 広島市立大手町商業高等学校、広島市立広島みらい創生高等学校及び広島市立広島工業高等学校の定時制の課程の学区は、広島県一円とする。
- 3 選抜（III）を実施する高等学校の全日制の課程の選抜（III）に係る学区は、第1項本文の規定にかかわらず、広島県一円とする。

(就学することができる高等学校)

第4条 就学すべき高等学校は、当該就学希望者の保護者（当該就学希望者に対して親権を行う者をいい、親権の行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）の属する学区の高等学校とする。

第5条 次の各号のいずれかに該当する者であって教育委員会の許可を得た者は、前条の規定にかかわらず、保護者の住所が当該高等学校の学区に属さない場合であっても、当該高等学校に就学することができる。

- (1) 特別の事情がある者
- (2) 広島市立沼田高等学校普通科（体育コース）の就学希望者のうち、当該就学希望者の保護者の住所が広島県外であるもの

(違反者に対する取扱い)

第6条 この規則に違反して高等学校に就学した者に対しては、入学許可の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

(実施規定)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に高等学校に在学する生徒に係る学区については、なお従前の例による。
- 3 高等学校の全日制の課程（別表に掲げるものを除く。以下「当該課程」という。）における選抜（I）及び選抜（II）の実施に当たり、当該課程の入学定員に対し、当分の間、100分の30の範囲内（選抜（I）にあっては選抜（I）の入学定員の100分の30の範囲内）で、保護者の住所が学区に属さない場合であっても、広島県内に住所を有するときは、当該高等学校へ入学すること（以下「学区外からの入学」という。）を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が選抜（II）の入学定員に満たない場合には、当該課程の入学定員の範囲内で学区外からの入学を当該課程の入学定員の100分の30を超えて認めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、令和2年4月1日以後に就学する者から適用し、同日前に就学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

学 校 名	学 科 名
広島市立基町高等学校	普通科（創造表現コース）
広島市立舟入高等学校	普通科（国際コミュニケーションコース）
広島市立沼田高等学校	普通科（体育コース）

呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則

平成 12 年 3 月 22 日

呉市教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、呉市立呉高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第 2 条 高等学校の学区は、広島県一円とする。

(就学できる者)

第 3 条 就学できる者は、その保護者（親権者、未成年後見人又はそれらの任務を行う者をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合においては主たる事務所の所在地）が、前条に規定する学区に属する者とする。

(違反者に対する取扱い)

第 4 条 呉市立呉高等学校長は、この規則に違反して高等学校に就学した者に対して、入学許可の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

(委任規定)

第 5 条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 呉市、東広島市及び江田島市を除く地域の中学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部若しくは義務教育学校を卒業する者の選抜（I）（中学校長、中等教育学校長、特別支援学校長若しくは義務教育学校長の推薦を受けた者に対して実施する入学者の選抜をいう。以下同じ。）による入学については、当分の間、選抜（I）の定員の 100 分の 30 の範囲内とする。

付 則（平成 28 年 6 月 24 日呉市教育委員会規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

広島県尾道南高等学校の通学区域に関する規則

平成12年11月30日
教育委員会規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県尾道南高等学校の通学区域(以下「学区」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 広島県尾道南高等学校に就学することができる者は、その保護者(未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人(親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人)、成年の者についてはその保証人をいう。)が広島県内に住所(保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地)を有する者とする。

(違反者に対する取扱い)

第3条 この規則に違反して広島県尾道南高等学校に就学した者に対しては、入学許可の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

(実施規定)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

福山市立高等学校の通学区域に関する規則

平成 12 年 3 月 21 日
福山市教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 高等学校の学区は、別表のとおりとする。

(就学することができる者)

第3条 高等学校に就学することができる者は、福山市立福山中・高等学校学則（平成15年教育委員会規則第24号）第33条に規定する入学資格を有する就学希望者で、その保護者（当該就学希望者に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合においては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）が当該高等学校の学区に属するものとする。

(就学の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者で教育委員会の許可を得た者は、保護者の住所が当該高等学校の学区に属さない場合であっても、当該高等学校に就学することができる。

(違反者に対する取扱い)

第5条 教育委員会は、この規則に違反して高等学校に就学した者に対しては、入学許可の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

(実施規定)

第6条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分等)

3 高等学校の入学定員に対し、当分の間、100分の10の範囲内で、保護者の住所が当該高等学校の学区に属さない者の当該高等学校への入学を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が入学定員に満たない場合には、入学定員の範囲内で学区外からの入学を100分の10を超えて認めることができることとする。

附 則（平成24年4月26日教委規則第4号）

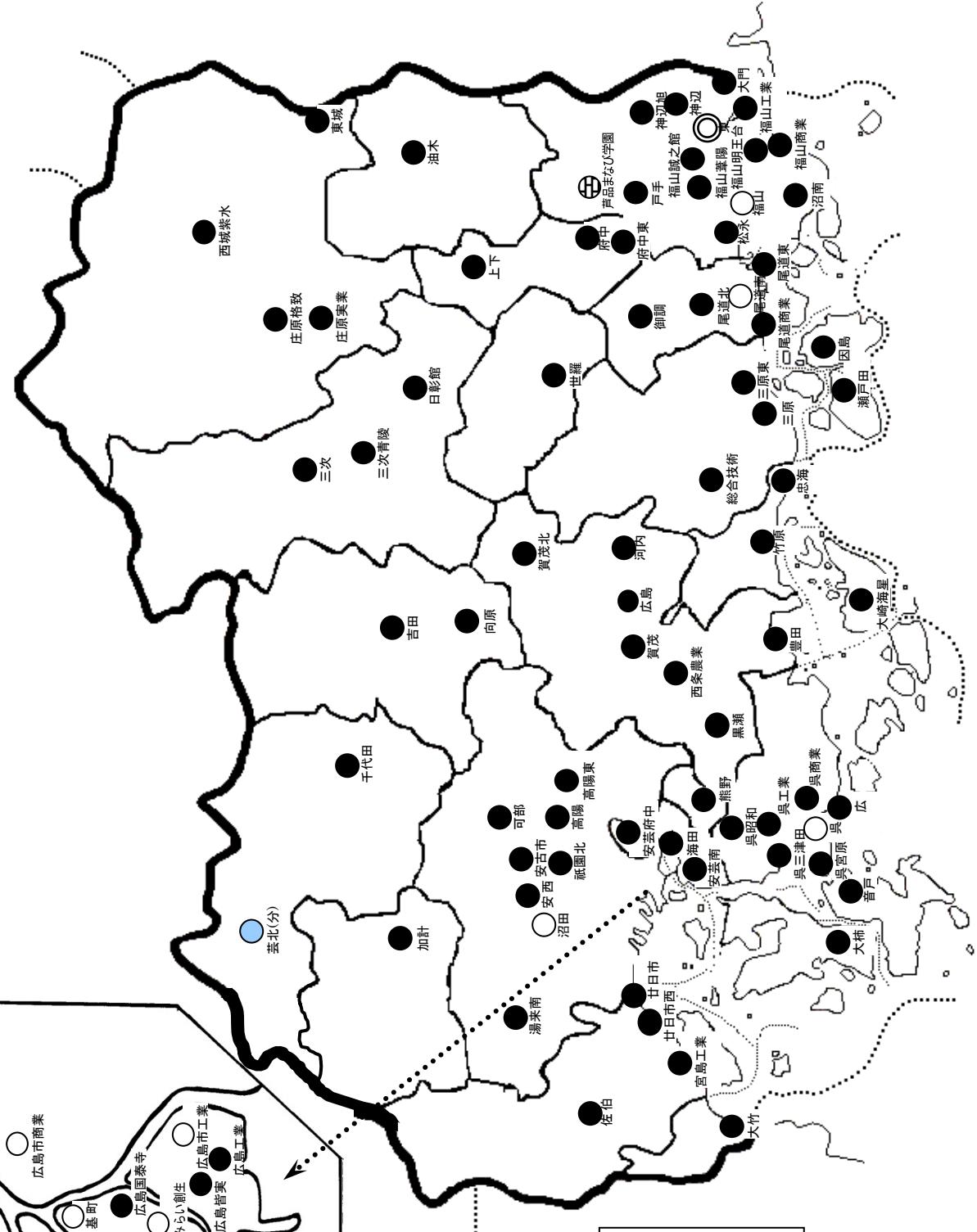
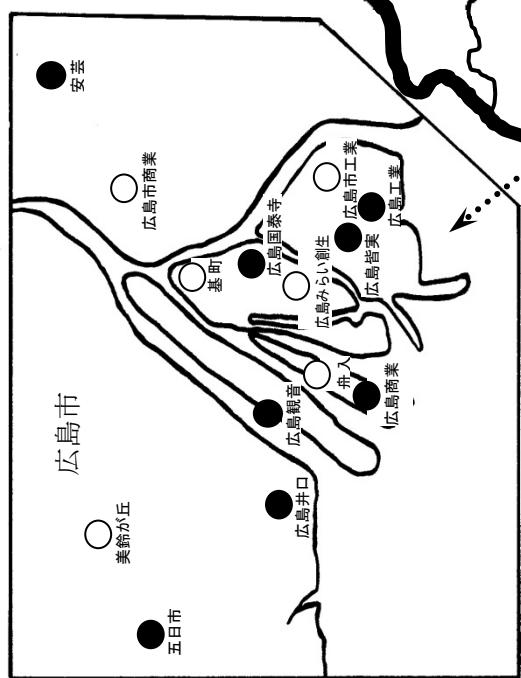
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

校名	区域
福山市立福山高等学校	福山市 尾道市 三原市 府中市 神石郡

広島県公立高等学校配置図（令和3年度に生徒募集を行う高等学校）

[令和2年4月1日現在]



凡例

- 定時制独立校 (県立)
- 通信制 (県立)
- 分校 (県立)
- その他県立高校
- 市立高校

【県立高等学校についての問合せ先】

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部高校教育指導課

〒730-8514

広島市中区基町9-42

TEL (082) 513-4992 (直通)

ホームページで入学者選抜に係る情報を提供しています。
広島県教育委員会ホームページ《ホットライン教育ひろしま》
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>

【市立高等学校についての問合せ先】

[広島市立高等学校]

広島市教育委員会事務局学校教育部指導第二課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4-21

TEL (082) 504-2704 (直通)

[呉市立高等学校]

呉市教育委員会事務局学校教育部

〒737-8501

呉市中央四丁目1-6

TEL (0823) 25-3419 (直通)

[尾道市立高等学校]

尾道市教育委員会事務局学校教育部教育指導課

〒722-8501

尾道市久保一丁目15-1

TEL (0848) 20-7454 (直通)

[福山市立高等学校]

福山市教育委員会事務局学校教育部学びづくり課

〒720-8501

福山市東桜町3-5

TEL (084) 928-1183 (直通)

